

第2期

# 庄内町子ども・子育て支援事業計画

令和2年度～令和6年度



子育てするなら庄内町！

子どもも親も笑顔で暮らせるまちづくり

令和2年3月

庄内町



# 目 次

---

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨と背景 .....	1
2 計画の位置付け .....	3
3 計画の策定体制 .....	4
4 計画の対象・期間 .....	4
<b>第2章 庄内町の子どもを取り巻く環境</b> .....	<b>5</b>
1 人口・世帯の状況 .....	5
2 結婚・出産などの状況 .....	15
3 就業の状況 .....	19
4 アンケート調査による子育て世帯の意向 .....	21
5 課題のまとめ .....	32
<b>第3章 計画の基本的な方向性</b> .....	<b>34</b>
1 基本理念 .....	34
2 基本目標（施策の体系） .....	35
<b>第4章 計画の展開</b> .....	<b>36</b>
1 結婚から妊娠・出産、子育てまでの切れ目のない支援体制づくり .....	36
2 教育・保育サービスの充実 .....	39
3 地域における子育ての支援 .....	42
4 配慮を必要とする子ども・家庭への支援 .....	45
5 仕事と家庭との両立の推進 .....	47
<b>第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の展開</b> .....	<b>48</b>
1 事業展開の概要 .....	48
2 教育・保育の量の見込みと確保方策 .....	50
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 .....	53
4 新・放課後子ども総合プランに基づく取り組み .....	63
<b>第6章 計画の推進体制</b> .....	<b>65</b>
1 計画の推進にあたって .....	65
2 計画の進捗管理と点検・評価 .....	65
<b>資料編</b> .....	<b>66</b>
1 庄内町子ども・子育て会議条例 .....	66
2 子ども・子育て会議委員名簿 .....	68
3 用語集 .....	69



# 第 1 章

## 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨と背景

#### (1) 計画策定の趣旨

近年、子育てをめぐる環境は変化し続けており、そのなかで新たな課題も生まれています。全国的に課題となったのは、女性の社会進出が進み、待機児童が慢性的に発生したことや、核家族化の進行や地域とのつながりの希薄化により、子育て家庭が気軽に周りの人々から子育てに関する助言や支援を得られ難くなっていることなどが挙げられます。このように、ライフスタイルの変化などによって課題が複雑化・多様化しており、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けているといえます。

国では、少子化対策を総合的に進めるため平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法」を制定しました。次世代を担う子どもたちの育成を支援するための様々な事業を展開してきましたが、依然として出生数の減少が続いていたことから、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」を制定し、子ども・子育てに関する新たな支援制度が構築されました。

また、平成 28 年 6 月に「児童福祉法」が改正され、子どもが保護の対象から権利の主体へと、法の理念が大きく変わり、児童虐待の発生予防や虐待発生時の迅速かつ的確な対応が明確化されました。

さらに、平成 31 年 2 月には、重要な少子化対策の 1 つとして掲げられた、幼児教育・保育の無償化を実施するための「子ども・子育て支援法改正案」が閣議決定され、令和元年 5 月に法改正、10 月から施行されました。幼児教育・保育の無償化は、子育てや幼児教育の負担軽減を図ることで、すべての子どもたちに質の高い教育・保育の機会を保障し、生涯にわたる人格形成の基礎を培うことなどを目的としています。

本町においては、平成 27 年 3 月に「子育てするなら庄内町！子どもも親も笑顔で暮らせるまちづくり」を基本理念に掲げた「庄内町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援を質・量ともに充実させるとともに、家庭、学校、地域、その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、子どもも親も笑顔で暮らせるまちづくりを行ってきました。計画期間の満了に伴い、より一層の子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを、地域全体で支援する環境を整備することを目的に、「第 2 期庄内町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

## (2) 策定にあたっての政策動向

前計画の後継となる本計画においては、近年の政策動向を踏まえた内容を反映することとされています。主な政策動向としては、以下のような内容があります。

### ◇幼児教育・保育の無償化

平成 29 年の「働き方改革実行計画」や「経済財政運営と改革の基本方針について 2017(骨太の方針 2017)」において実施が提言されており、その後、平成 30 年の内閣府「子ども・子育て会議」において、幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針の概要が示されました。

令和元年 10 月より、3 歳から 5 歳までの教育・保育施設\*の保育料(利用料)が無償化されました。

### ◇子育て安心プランなどを踏まえた動き

待機児童の解消に向けた保育の受け皿拡大を図るため、「待機児童解消加速化プラン」の次期計画となる「子育て安心プラン」が平成 29 年6月に策定され、女性就業率 80%に対応できる 32 万人分の保育の受け皿整備を 2020 年度末までに実施することとされました。

また、子育て安心プランなどによる待機児童の解消や保育の受け皿整備に向けて、子ども・子育て支援法に基づく基本指針(平成 30 年3月 30 日告示・4月1日施行)の改正が行われました。

### ◇放課後児童クラブの受け入れ拡大(新・放課後子ども総合プランの策定)

近年、女性の就業率の上昇や働き手の確保の必要性の向上などを受けて増加する放課後児童クラブの待機児童に対応し、さらなる受け皿拡大や育成支援の内容の質の向上を進めていくこととなっています。

放課後子供教室と放課後児童クラブの一体型の教室を全国で1万箇所以上設置すること、新規開設する教室については、80%以上は小学校内の余裕教室を活用することが求められています。

### ◇児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的な改正

すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化などを図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、子育て世代包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進などの所要の措置を講じることが求められています。

\*教育・保育施設：認定子ども園法第2条第6項に規定する認定子ども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所をいう。

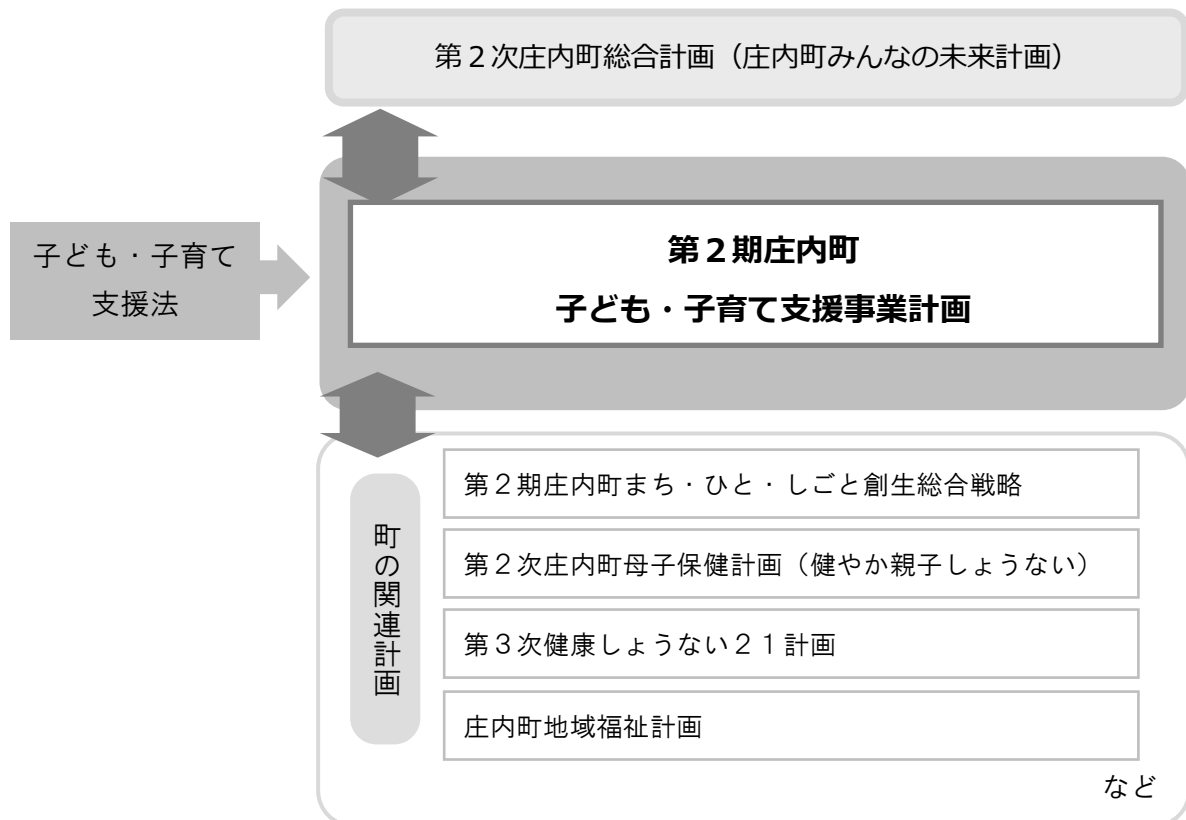
## 2 計画の位置付け

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく市町村行動計画で、子ども・子育て支援にかかる総合的な計画として策定するものです。

さらに、平成30年9月には、文部科学省と厚生労働省の連名により「新・放課後子ども総合プラン」についての通知が示されており、このなかで、市町村においても放課後児童クラブや放課後子供教室について求められる役割があるため、本計画のなかで定めていきます。

また、本町の最上位計画である「第2次庄内町総合計画（庄内町みんなの未来計画）」や「第2期庄内町まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「第2次庄内町母子保健計画（健やか親子しょうない）」、「第3次健康しょうない21計画」、「庄内町地域福祉計画」などの関連計画との整合性を考慮して策定しています。

### ■ 計画の位置付け



### 3 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、「庄内町子ども・子育て会議」に諮問し、審議及び計画内容の検討を行いました。また、平成31年1月に「庄内町子ども・子育て支援のためのアンケート」を実施し、子育てに係る課題やニーズの把握に努めるとともに、計画策定に際してパブリックコメントを実施し、町民の皆様からのご意見を募りました。

### 4 計画の対象・期間

本計画の対象は、町内に住む概ね18歳未満の全ての子どもとその家族、地域住民、事業者とします。本計画期間は令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
計画策定 評価・検証	第2期庄内町子ども・子育て支援事業計画					
					計画策定 評価・検証	次期計画



## 第 2 章

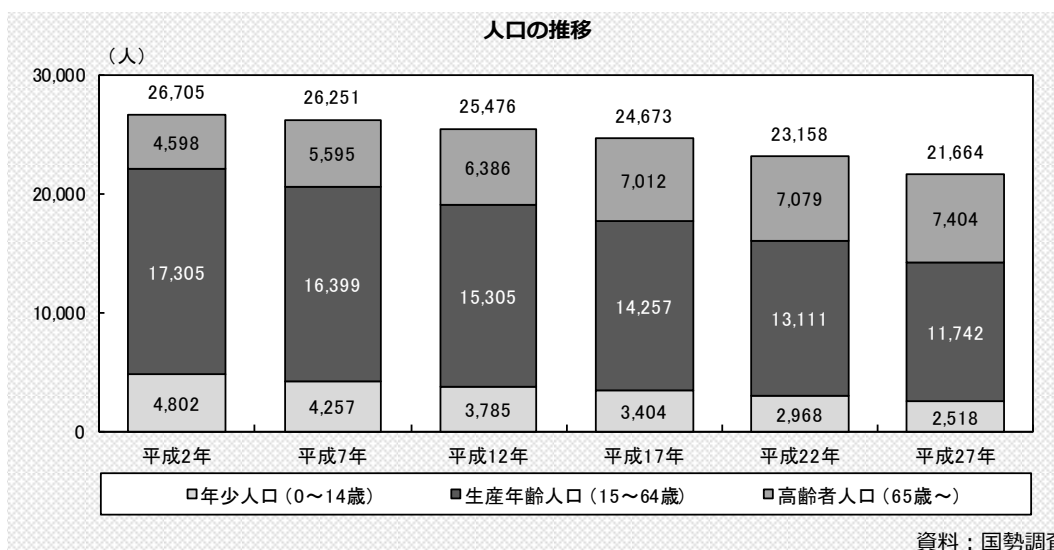
# 庄内町の子どもを取り巻く環境

## 1 人口・世帯の状況

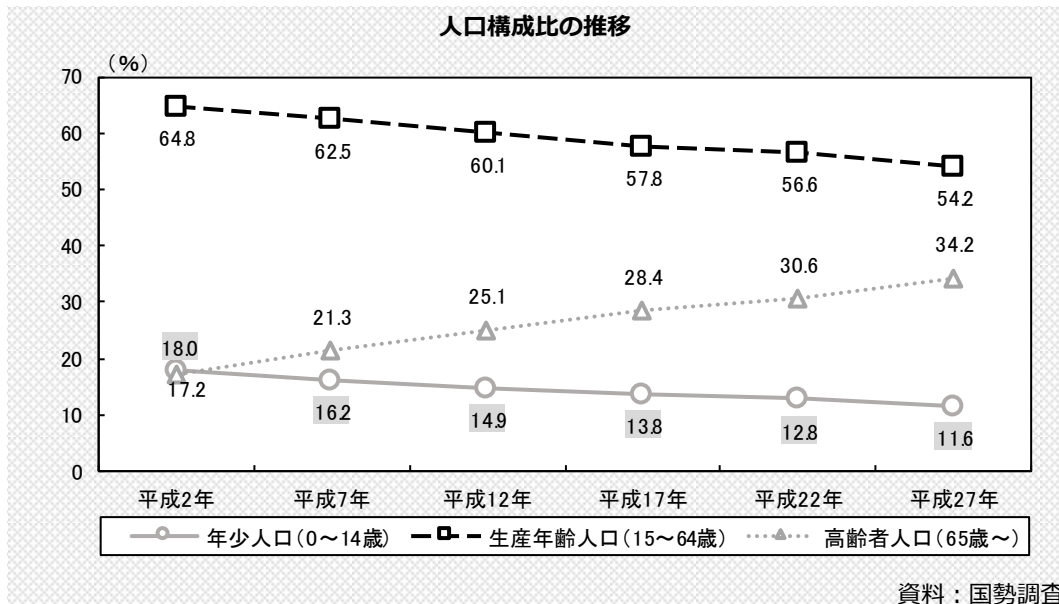
### (1) 人口の推移

国勢調査（平成 2 年～平成 27 年）からみると、総人口は減少傾向で推移しています。

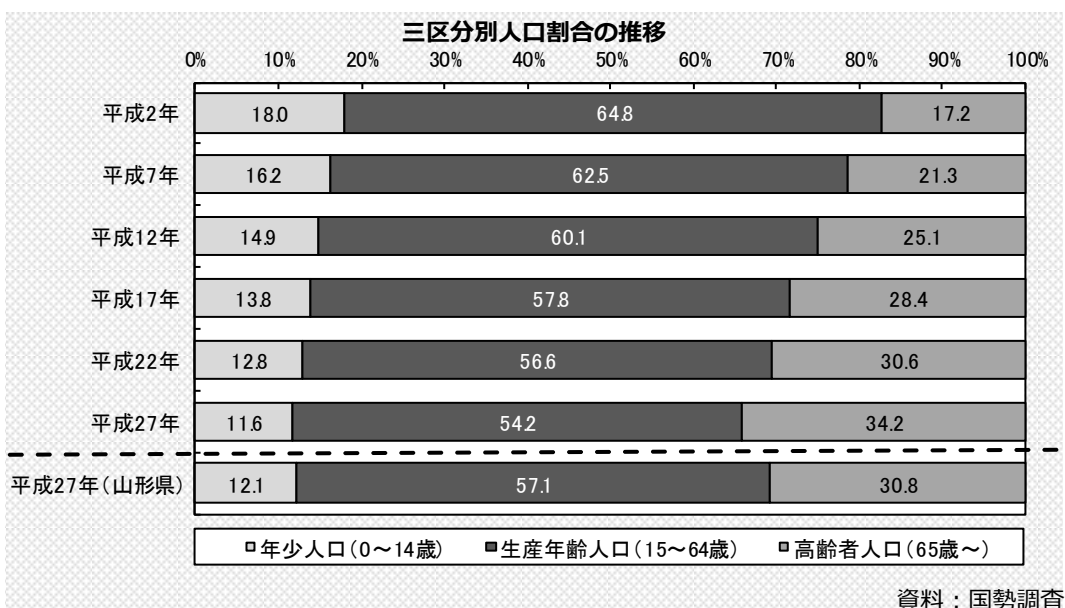
また、年少人口（0～14 歳）、生産年齢人口（15～64 歳）は減少傾向、高齢者人口（65 歳～）は増加傾向にあります。



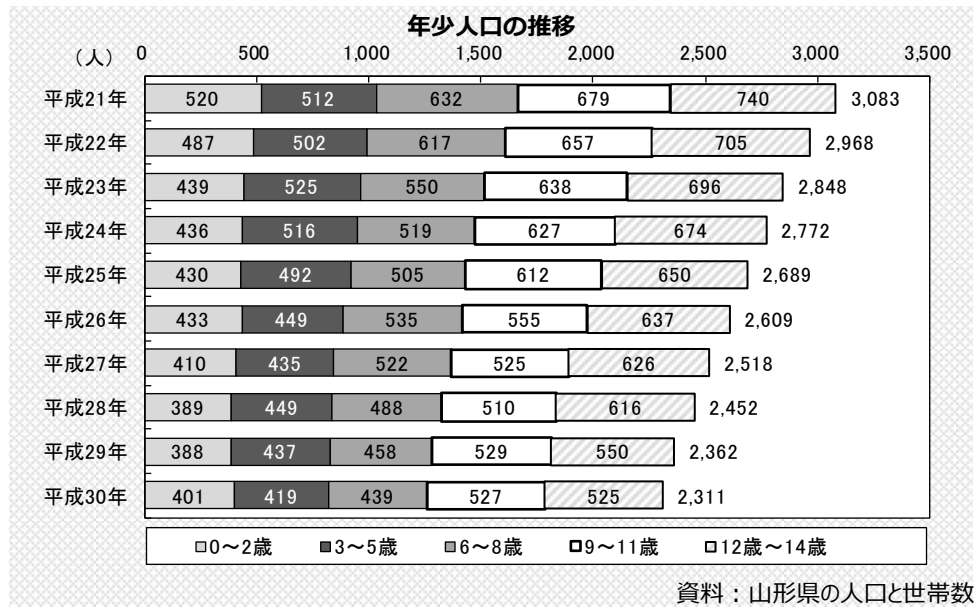
総人口に占める年少人口及び高齢者人口の構成比については、年少人口の割合は減少傾向、高齢者人口の割合は増加傾向にあり、平成7年では両者が逆転し、少子高齢化の進行が顕著になっています。



年齢三区分別人口割合については、平成27年の県平均値と比較すると、高齢者人口の割合が大きくなっています。



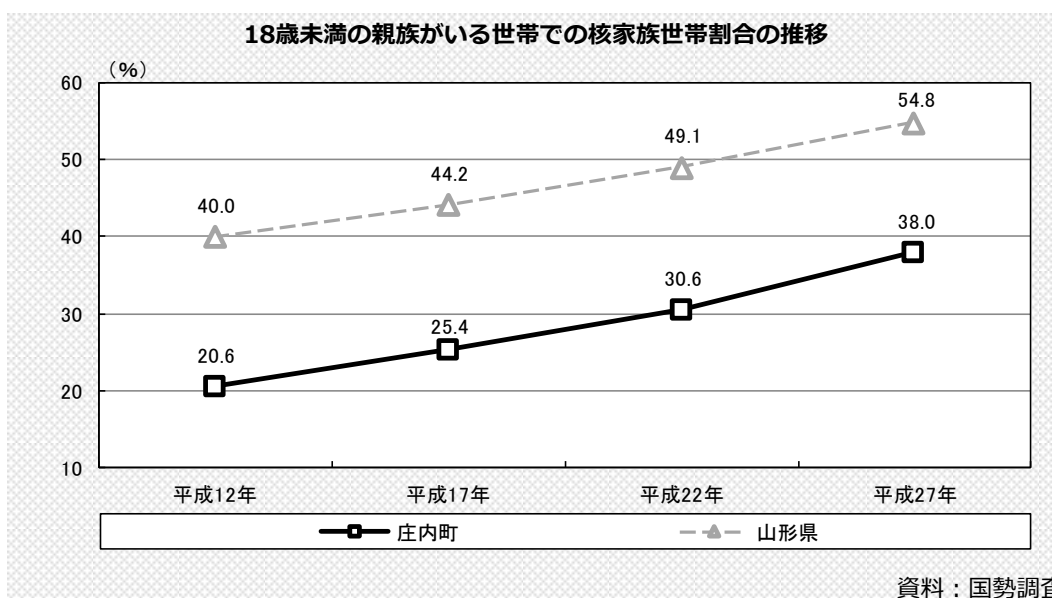
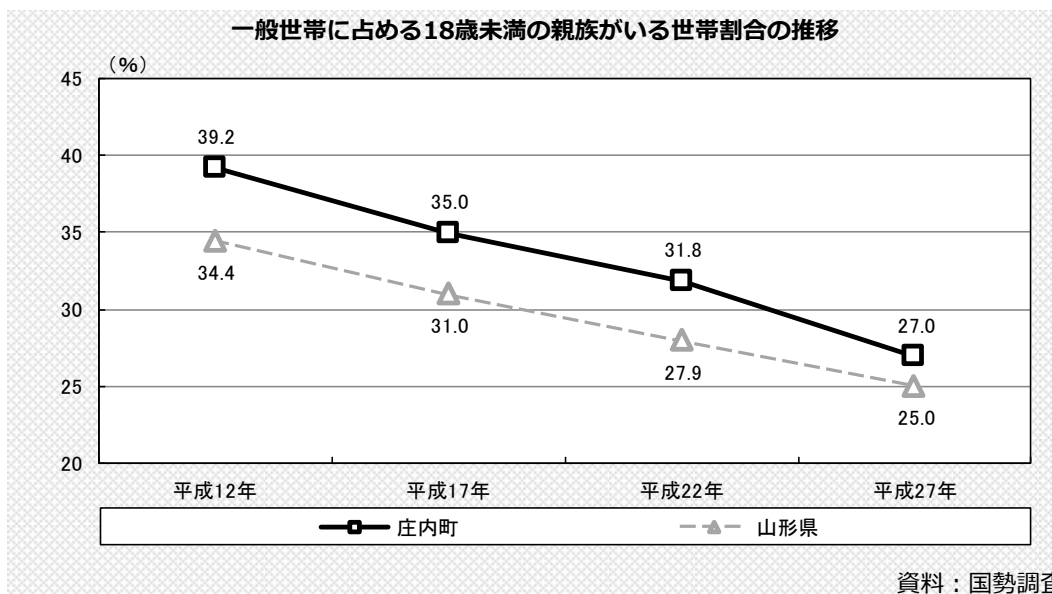
年少人口の年齢区分ごとの推移は次のようになっています。



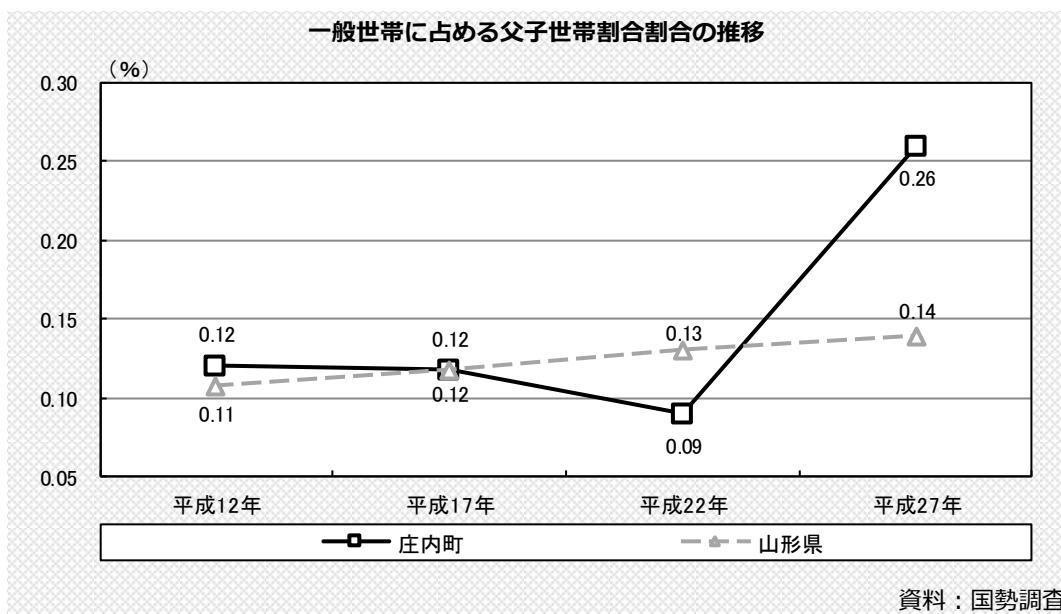
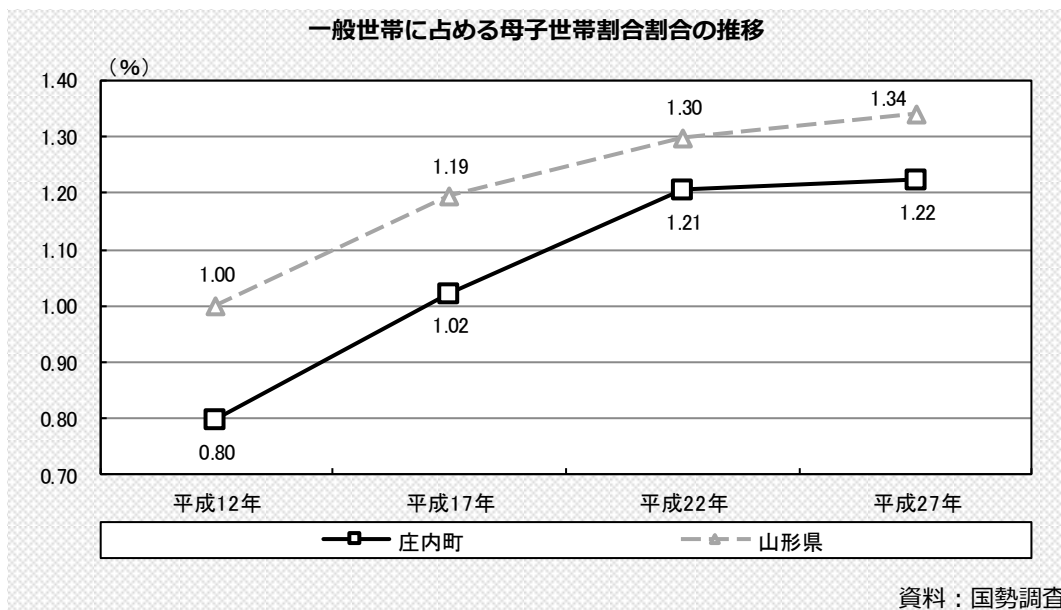
## (2) 世帯の推移

本町の一般世帯に占める18歳未満の親族がいる世帯の割合は、県を上回った状態で推移しているものの、減少傾向となっています。

一方、18歳未満の親族がいる世帯に占める核家族世帯の割合は、県を下回った状態で推移しているものの増加傾向となっています。

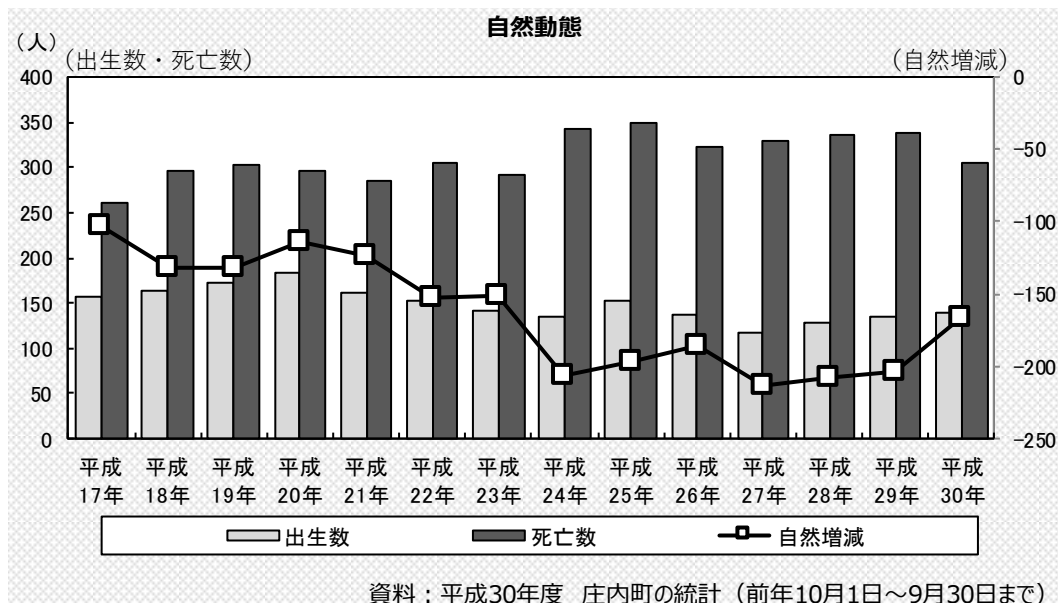


一般世帯に占める20歳未満の親族がいるひとり親世帯の割合については、母子世帯、父子世帯、それぞれ次のようになっています。いずれも増加傾向となっています。



### (3) 自然動態

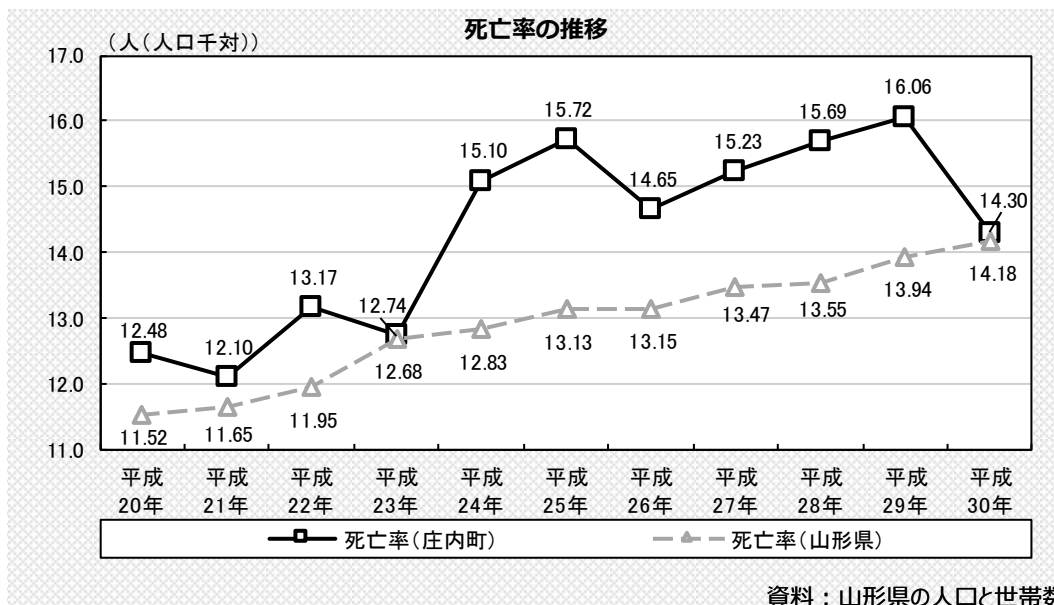
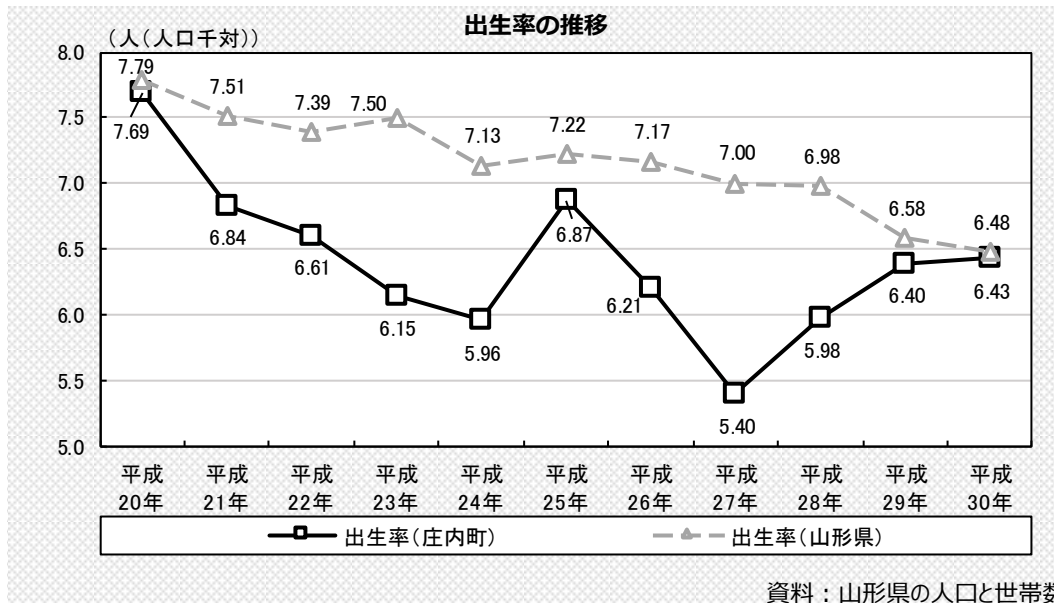
出生数と死亡数の動向は、出生数が死亡数を下回っています。また、その差も広がっています。



	出生数	死亡数	自然増減
平成 17 年	158	261	-103
平成 18 年	164	296	-132
平成 19 年	172	304	-132
平成 20 年	183	297	-114
平成 21 年	161	285	-124
平成 22 年	153	305	-152
平成 23 年	141	292	-151
平成 24 年	135	342	-207
平成 25 年	153	350	-197
平成 26 年	137	323	-186
平成 27 年	117	330	-213
平成 28 年	128	336	-208
平成 29 年	135	339	-204
平成 30 年	139	305	-166

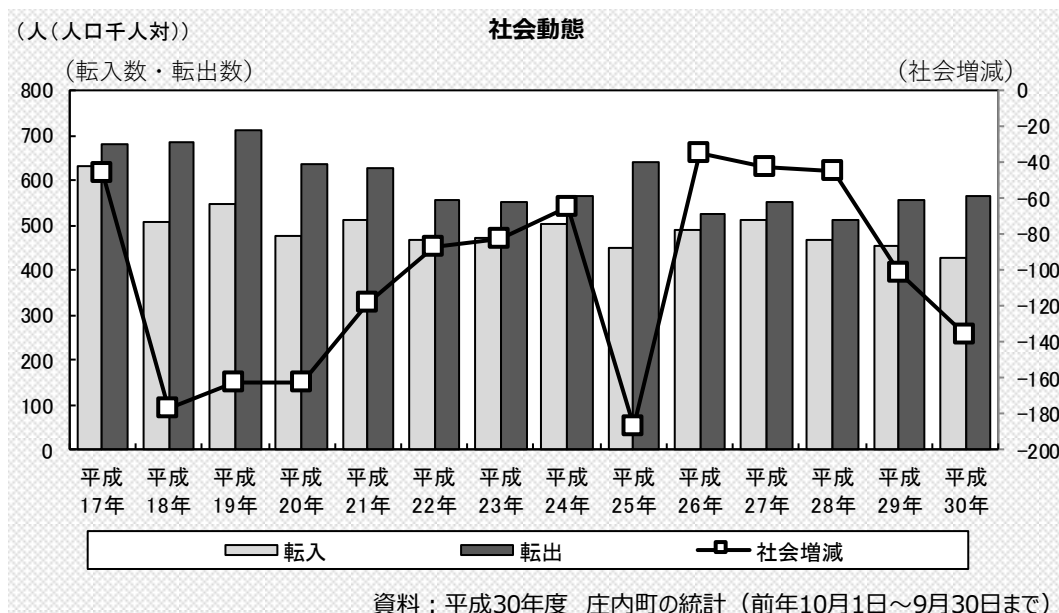
出生率（人口千人当たりの出生数）については、県を下回って推移しています。

一方、死亡率（人口千人当たりの死亡数）は、県を上回って推移しており、出生率を上回っています。



## (4) 社会動態

転入と転出の動向は、転出が転入を上回る転出超過の状態が続いています。

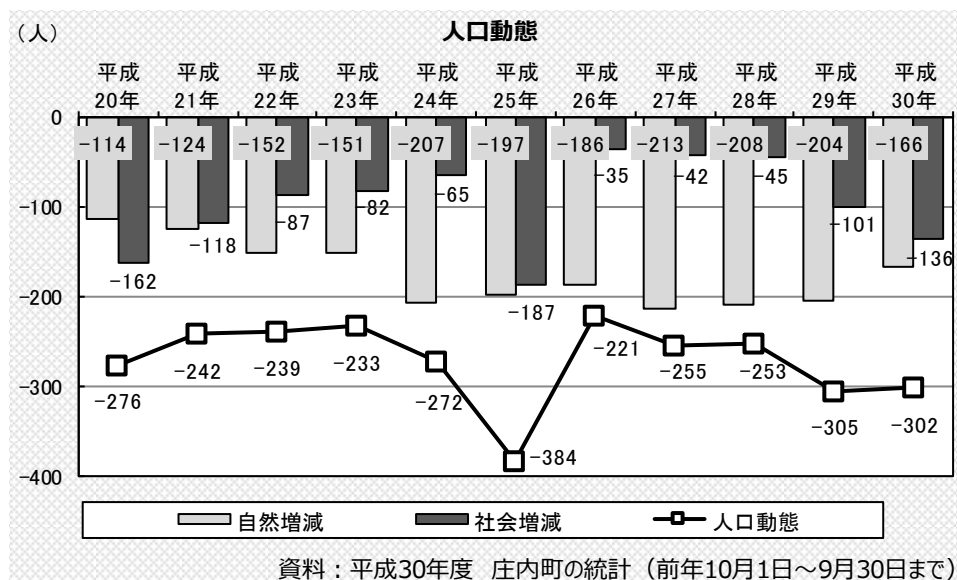


	転入	転出	社会増減
平成 17年	634	680	-46
平成 18年	507	684	-177
平成 19年	548	711	-163
平成 20年	476	638	-162
平成 21年	510	628	-118
平成 22年	468	555	-87
平成 23年	470	552	-82
平成 24年	502	567	-65
平成 25年	452	639	-187
平成 26年	492	527	-35
平成 27年	512	554	-42
平成 28年	468	513	-45
平成 29年	456	557	-101
平成 30年	428	564	-136



## (5) 人口動態

人口動態の状況をみると、いずれの年も自然減少・社会減少で推移しており、毎年 200 人～300 人台の減少がみられています。



## (6) 地区別人口

地区別人口をみると、余目第一学区、余目第二学区、余目第三学区の順で多くなっています。また、全地区で人口が減少しています。

### ◆地区別人口

(単位:人、%)

	実数				
	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
余目第一学区	4,616	4,622	4,597	4,571	4,565
余目第二学区	4,395	4,349	4,322	4,263	4,216
余目第三学区	4,044	4,067	4,030	3,991	3,955
余目第四学区	3,802	3,747	3,679	3,619	3,558
狩川地区	4,056	3,994	3,912	3,812	3,755
清川地区	867	842	804	773	751
立谷沢地区	631	616	603	575	543
	構成比				
	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
余目第一学区	20.6	20.8	20.9	21.2	21.4
余目第二学区	19.6	19.6	19.7	19.7	19.8
余目第三学区	18.0	18.3	18.4	18.5	18.5
余目第四学区	17.0	16.9	16.8	16.8	16.7
狩川地区	18.1	18.0	17.8	17.6	17.6
清川地区	3.9	3.8	3.7	3.6	3.5
立谷沢地区	2.8	2.8	2.7	2.7	2.5

資料：平成 30 年度 庄内町の統計（4 月 1 日現在）

## 2 結婚・出産などの状況

### (1) 婚姻・離婚

婚姻率（人口千人当たりの婚姻件数）は、県を下回って推移しており、平成 29 年には、3.55 件となっています。

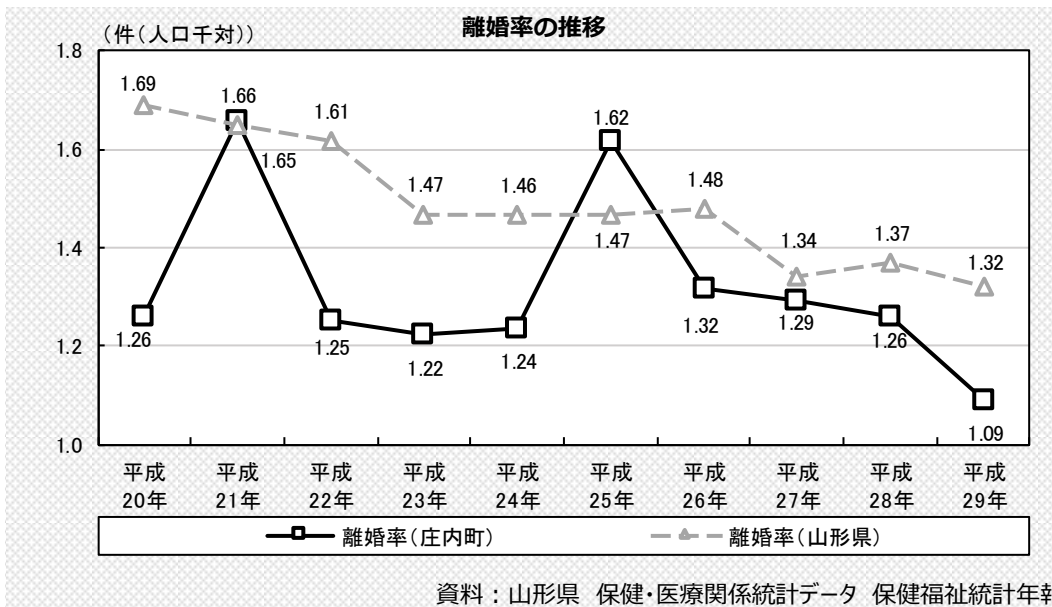
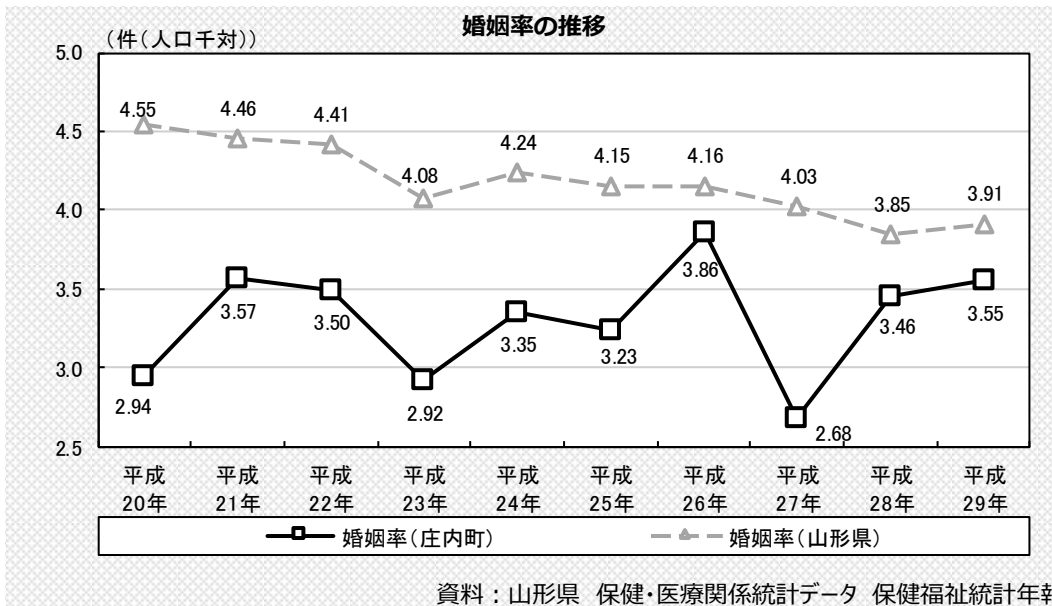
一方、離婚率（人口千人当たりの離婚件数）でも傾向として県を下回って推移しており、平成 29 年には 1.09 件となっています。

#### ◆婚姻・離婚の状況

(単位:件)

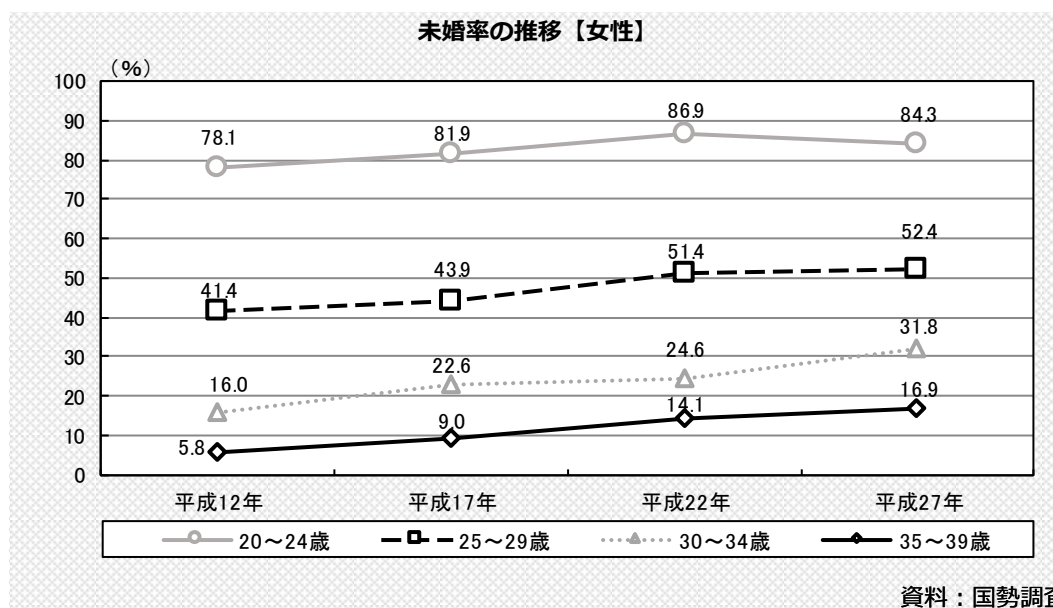
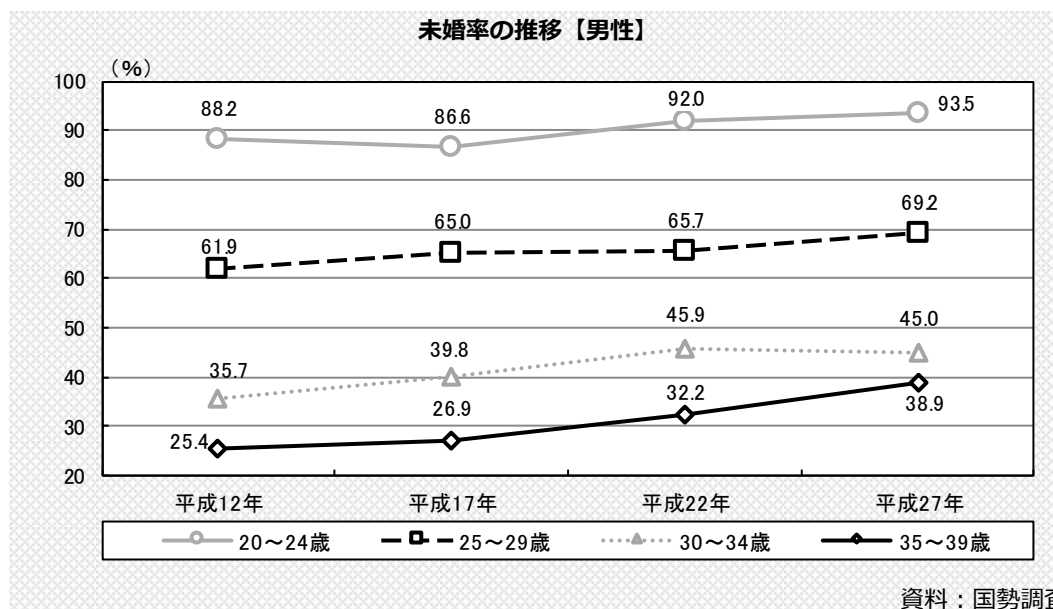
	庄内町				山形県	
	婚姻件数	離婚件数	婚姻率 (人口千対)	離婚率 (人口千対)	婚姻率 (人口千対)	離婚率 (人口千対)
平成 20 年	70	30	2.94	1.26	4.55	1.69
平成 21 年	84	39	3.57	1.66	4.46	1.65
平成 22 年	81	29	3.50	1.25	4.41	1.61
平成 23 年	67	28	2.92	1.22	4.08	1.47
平成 24 年	76	28	3.35	1.24	4.24	1.46
平成 25 年	72	36	3.23	1.62	4.15	1.47
平成 26 年	85	29	3.86	1.32	4.16	1.48
平成 27 年	58	28	2.68	1.29	4.03	1.34
平成 28 年	74	27	3.46	1.26	3.85	1.37
平成 29 年	75	23	3.55	1.09	3.91	1.32

資料：山形県 保健・医療関係統計データ 保健福祉統計年報



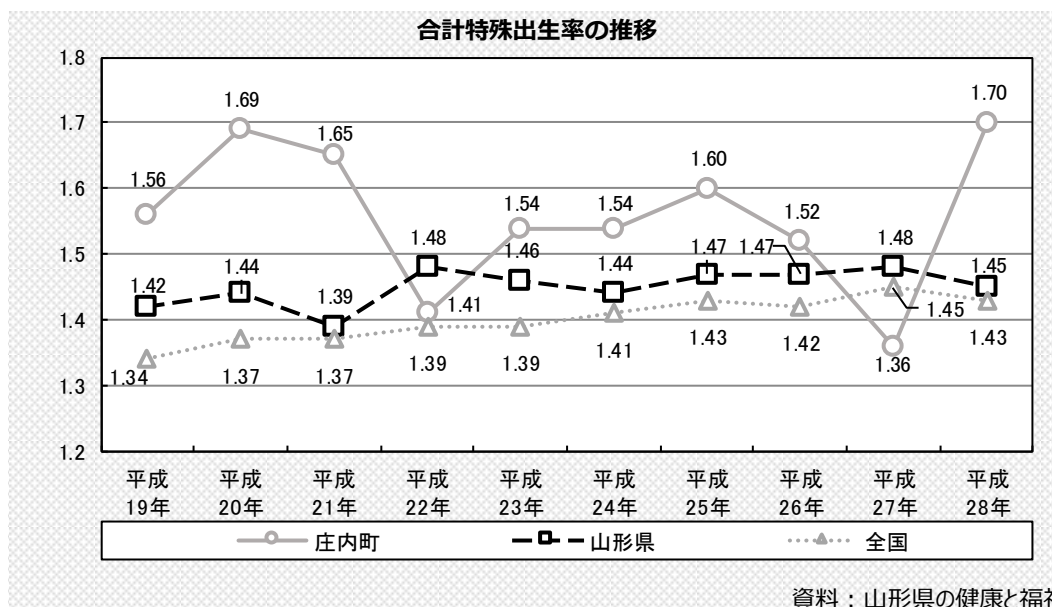
## (2) 未婚率

未婚率は、男女ともに上昇傾向となっています。特に30歳代の上昇傾向が強くなっています。



### (3) 合計特殊出生率

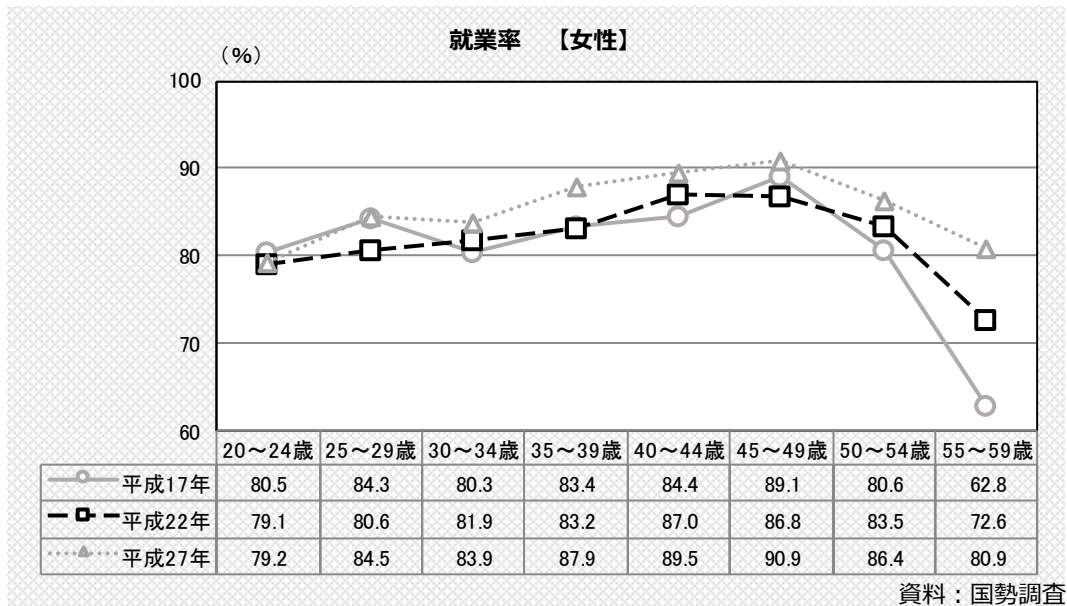
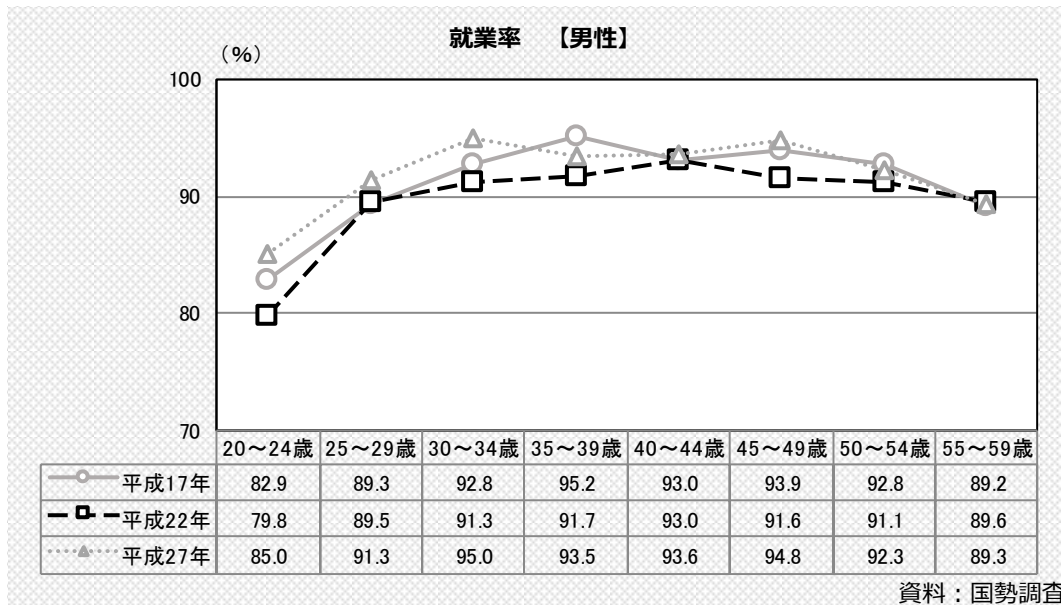
合計特殊出生率（一人の女性が生涯に産む子どもの数）は、国、県ともにおおむね上昇傾向になっています。本町は変化が大きいですが、傾向として、国、県より高い値で推移しています。



### 3 就業の状況

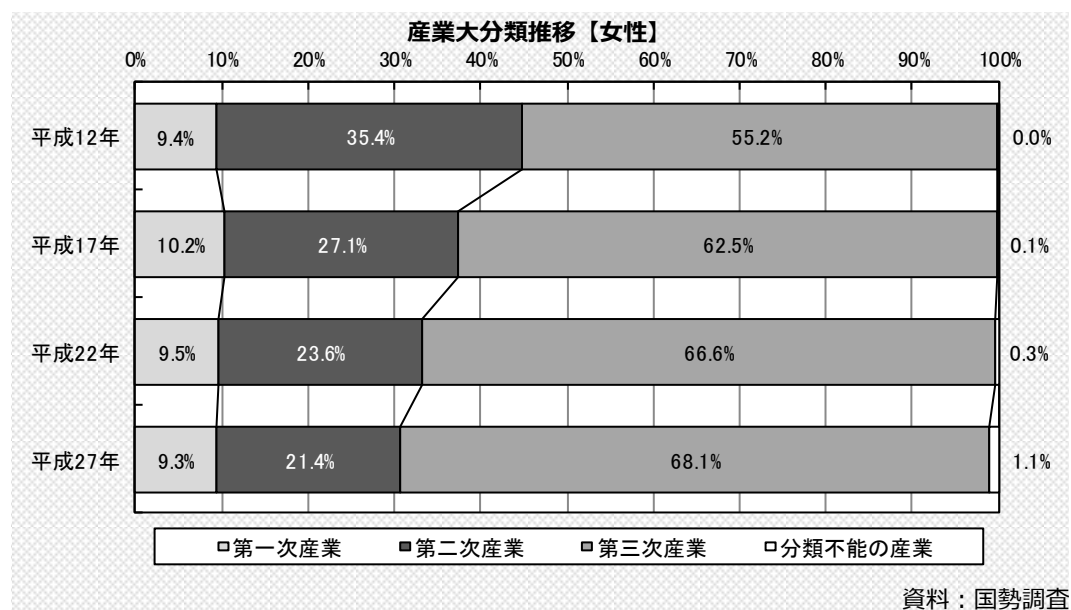
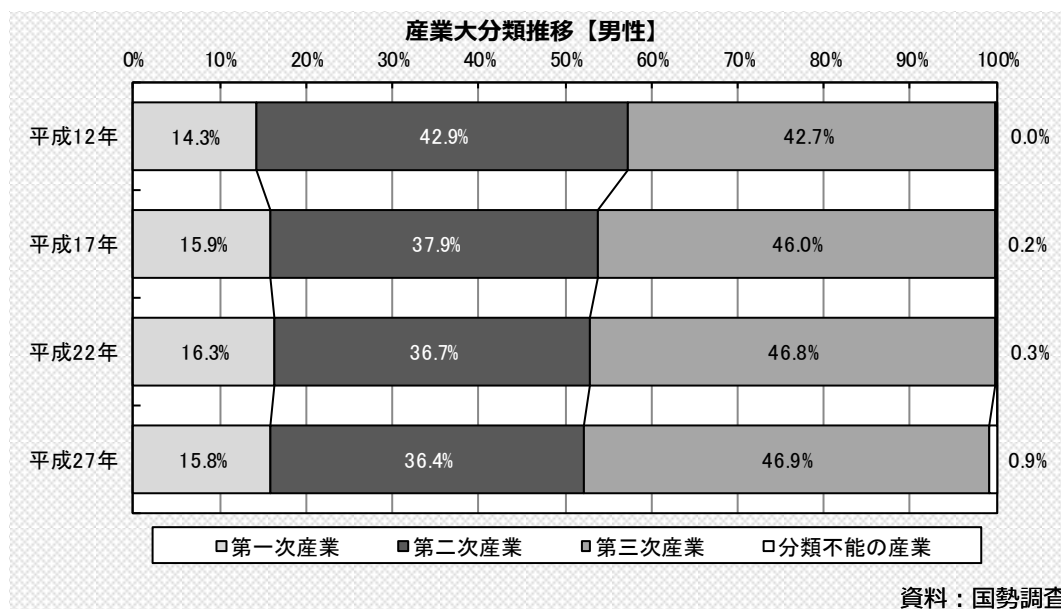
#### (1) 就業率

男性の就業率はいずれも高い数値で推移しています。また、女性の年齢別の就業率はM字型曲線を示しており、30歳前後で結婚や出産のため離職する傾向があるものの、平成27年にはその落ち込みも浅くなっており、就労する割合が高くなっています。



## (2) 産業構造

産業大分類での推移は、第二次産業の減少と第三次産業の増加の傾向がみられ、特に女性ではその傾向が強くなっています。





## 4 アンケート調査による子育て世帯の意向

計画策定に係る基礎資料として、就学前児童・小学生の保護者の方を対象に、教育・保育サービスに関する状況や希望、子育て支援サービスの利用状況や希望などを把握するために、アンケート調査を実施しました。以下のとおり、調査結果を抜粋し、掲載します。

### 調査概要

- 調査地域：庄内町全域
- 調査対象者：町内在住の就学前の児童の保護者 670 件  
町内在住の小学校（1～3年生）の児童の保護者 420 件
- 調査期間：平成31年1月～2月
- 調査方法：施設・学校を通じた配布・回収及び郵送による配布・回収

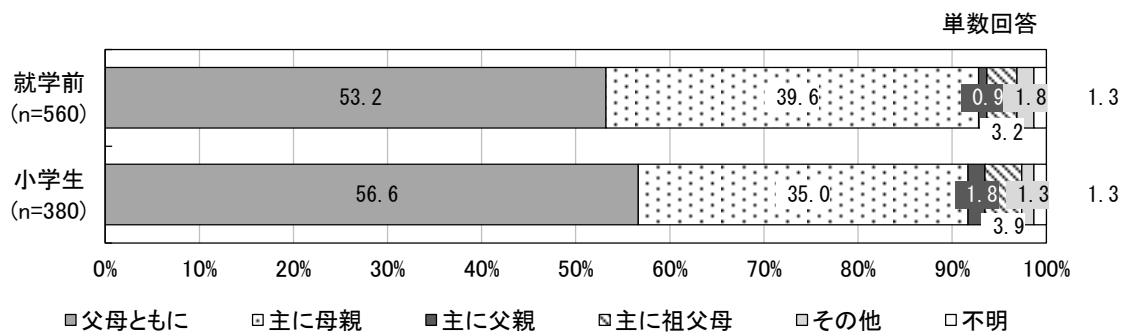
### 回収結果

アンケート種別	配布件数	回収件数	回収率
就学前児童調査	670 件	560 件	83.6%
就学児童調査	420 件	380 件	90.5%

※回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。

### ①家庭において子育て(教育を含む)を主に行っている人について(子どもからみた関係)

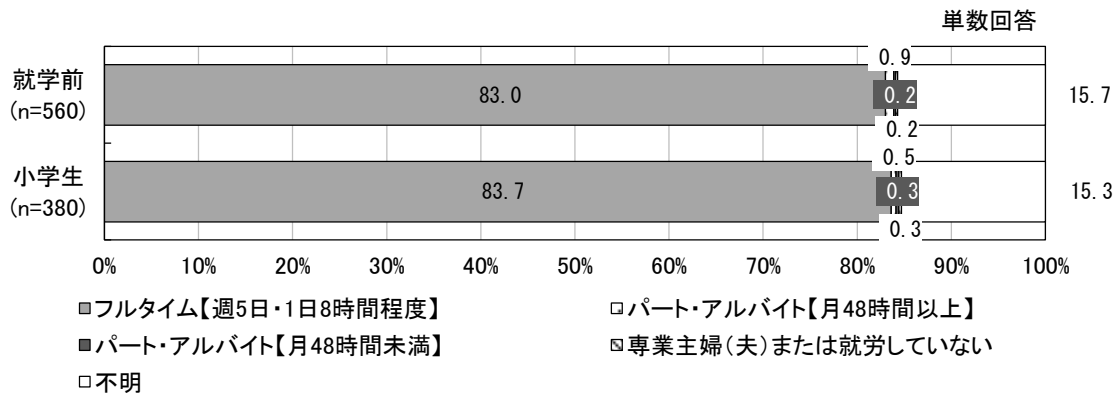
○就学前児童・小学生ともに、概ね「父母ともに」と「主に母親」となっています。



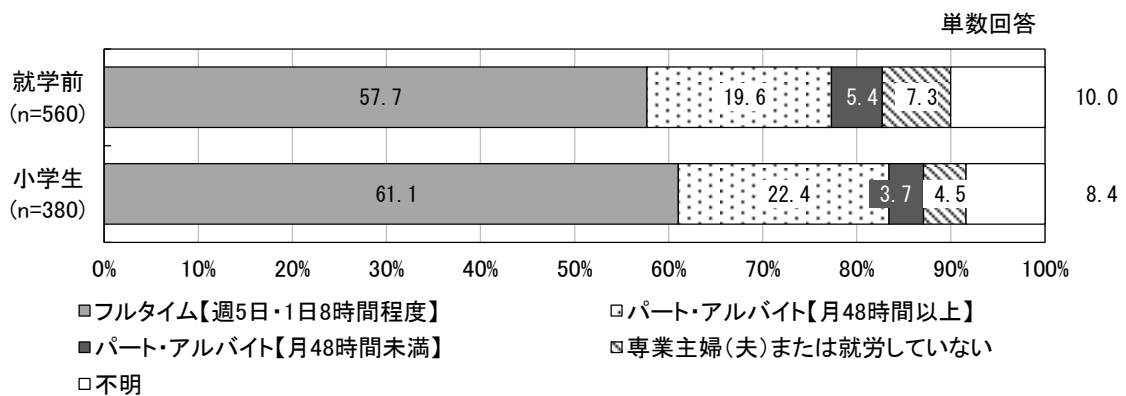
## ②保護者の就労状況について

○父親はほとんどが「フルタイム」となっています。母親は就学前・小学生ともに「フルタイム」が最も高くなっています。

<父親>

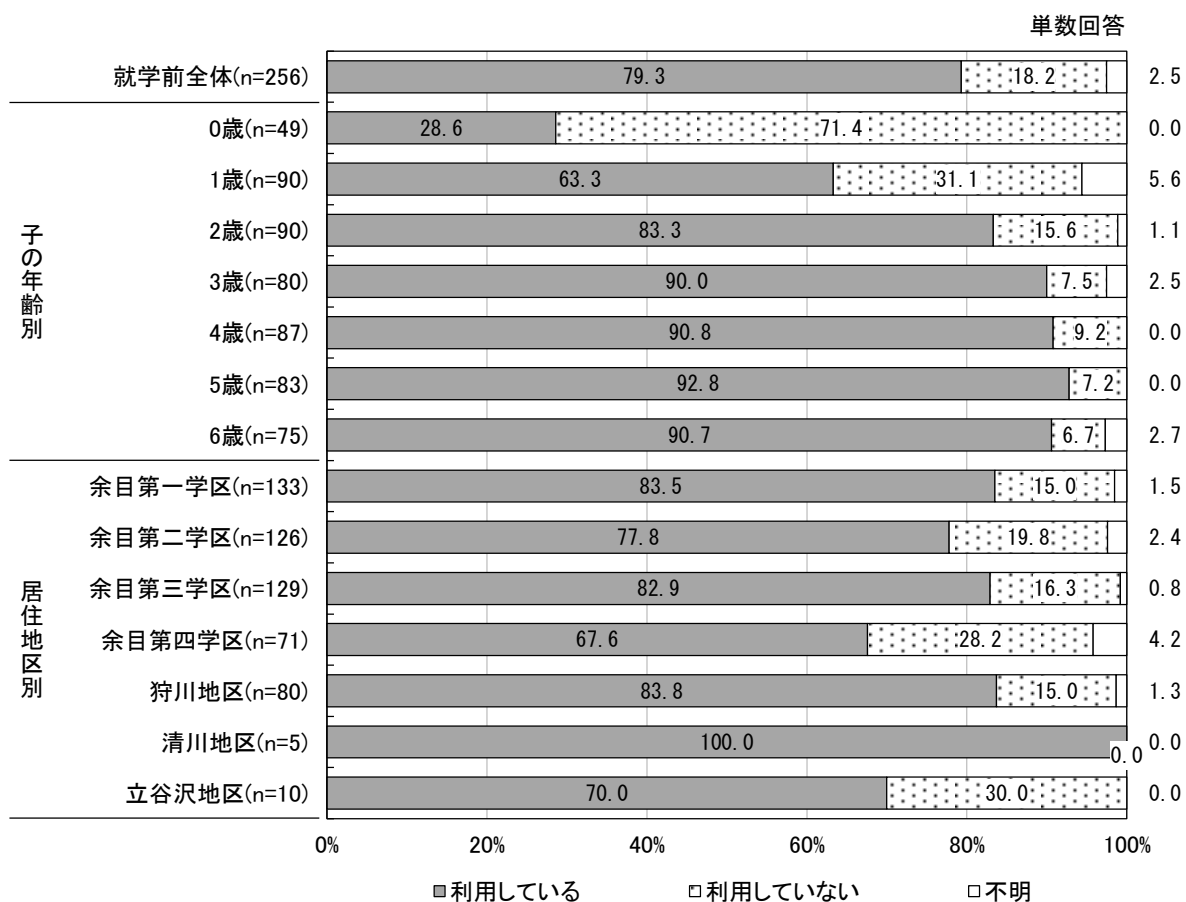


<母親>



### ③幼稚園・保育所・認定こども園\*などの利用の有無について

○就学前全体では、「利用している」が約8割で、概ね年代が上がるにつれて「利用している」が増加する傾向にあります。

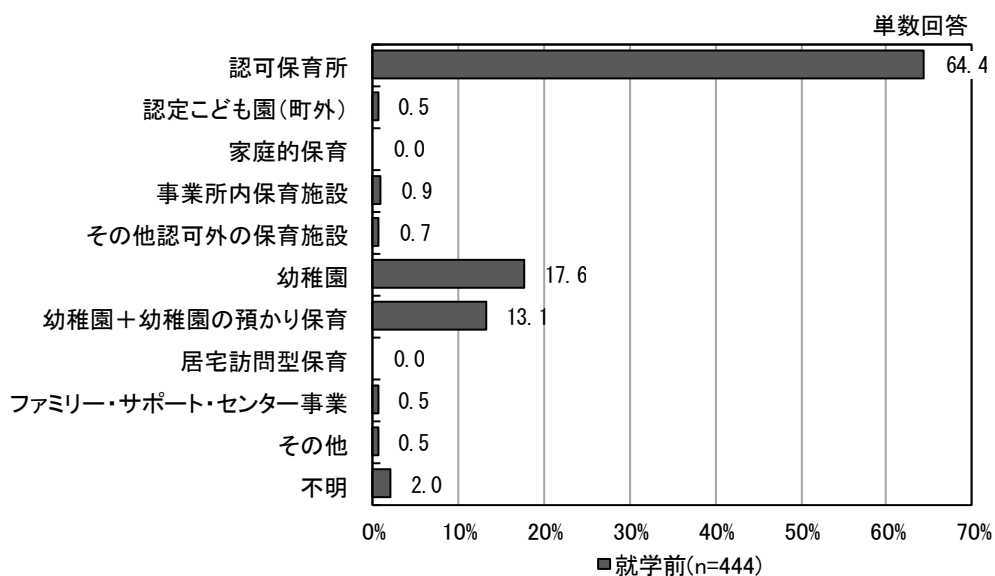


\*認定こども園：保護者が働いているかどうかに関わらず、小学校就学前の子どもに教育・保育を一体的に提供する機能と、地域における子育て支援として相談活動や親子の集いの場の提供などを行う機能を併せ持つ施設。

#### ④現在の教育・保育の利用状況

○「認可保育所」が最も高く、次いで「幼稚園」、「幼稚園＋幼稚園の預かり保育」となっています。

○子の年齢別にみると、0～4歳では「認可保育所」が、5・6歳では「幼稚園」が最も高くなっています。

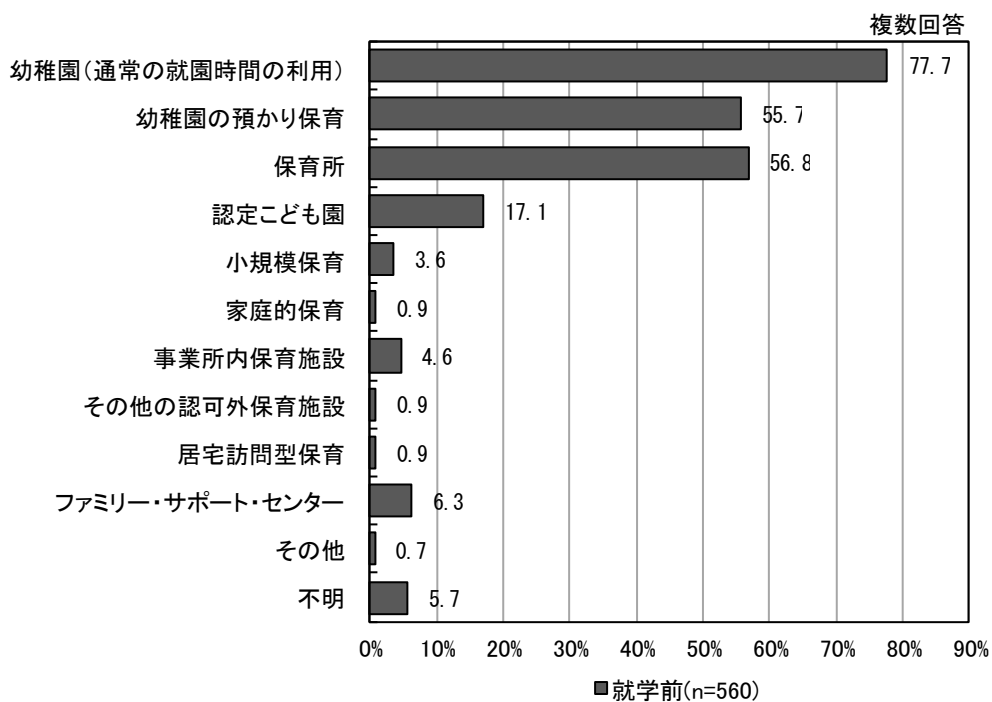


単位: % ※下線は第1位のもの	n	認可保育所	認定こども園(町外)	家庭的保育	事業所内保育施設	その他認可外の保育施設	幼稚園	幼稚園＋幼稚園の預かり保育	居宅訪問型保育	ファミリー・サポート・センター事業	その他	不明
		就学前全体	444	<u>64.4</u>	0.5	0.0	0.9	0.7	17.6	13.1	0.0	0.5
子の年齢別	0歳	14	<u>78.6</u>	0.0	0.0	0.0	7.1	7.1	0.0	0.0	7.1	0.0
	1歳	57	<u>93.0</u>	1.8	0.0	1.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.5
	2歳	75	<u>93.3</u>	0.0	0.0	1.3	0.0	1.3	0.0	0.0	0.0	4.0
	3歳	72	<u>95.8</u>	0.0	0.0	1.4	0.0	0.0	1.4	0.0	0.0	1.4
	4歳	79	<u>93.7</u>	1.3	0.0	1.3	0.0	1.3	0.0	0.0	1.3	1.3
	5歳	77	3.9	0.0	0.0	0.0	2.6	<u>46.8</u>	41.6	0.0	0.0	2.6
	6歳	68	7.4	0.0	0.0	0.0	0.0	<u>57.4</u>	35.3	0.0	0.0	0.0

### ⑤利用したい教育・保育事業

○「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が77.7%で最も高く、次いで「保育所」が56.8%、「幼稚園の預かり保育」が55.7%となっています。

○子の年齢別にみると、0・1歳では「保育所」が、2～6歳では「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が、最も高くなっています。

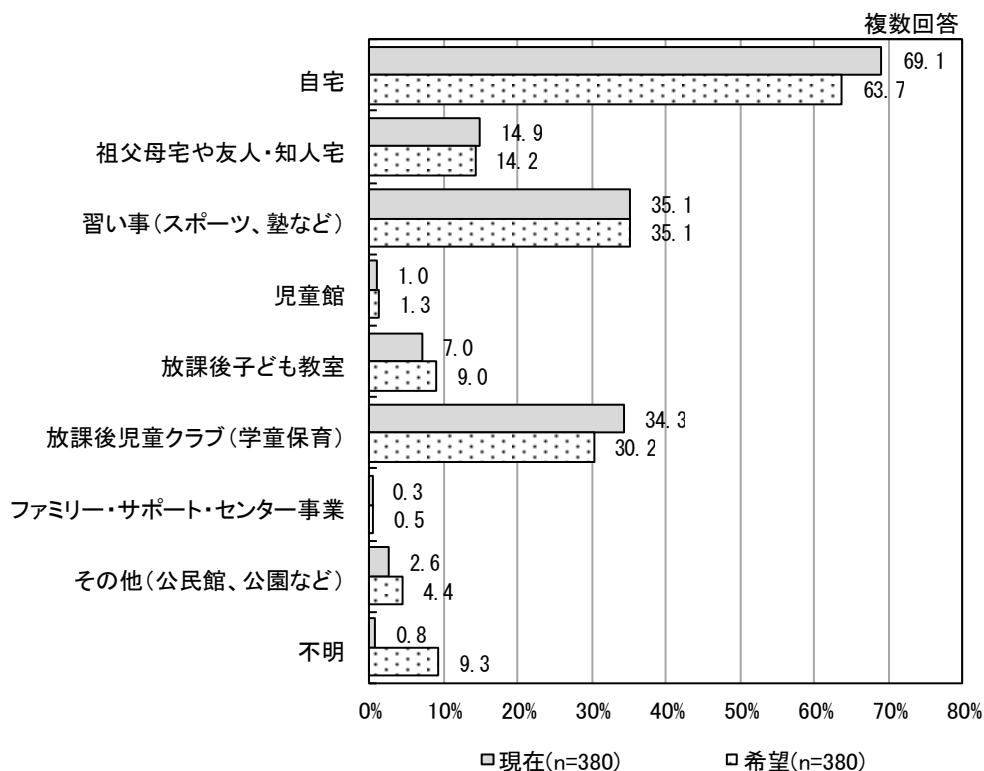


単位: % ※下線は第1位のもの	n	幼稚園（通常の就園時間の利用）	幼稚園の預かり保育	保育所	認定こども園	小規模保育	家庭的保育	事業所内保育施設	その他の認可外保育施設	居宅訪問型保育	ファミリー・サポート・センター	その他	不明	
		就学前全体	560	<u>77.7</u>	55.7	56.8	17.1	3.6	0.9	4.6	0.9	0.9	6.3	0.7
子の年齢別	0歳	49	73.5	57.1	<u>77.6</u>	26.5	8.2	0.0	4.1	2.0	0.0	2.0	2.0	4.1
	1歳	90	76.7	45.6	<u>78.9</u>	20.0	4.4	1.1	6.7	1.1	1.1	3.3	1.1	4.4
	2歳	90	<u>72.2</u>	56.7	70.0	14.4	0.0	0.0	2.2	0.0	0.0	2.2	0.0	7.8
	3歳	80	<u>80.0</u>	52.5	70.0	18.8	1.3	2.5	10.0	1.3	1.3	5.0	0.0	2.5
	4歳	87	<u>83.9</u>	63.2	50.6	17.2	1.1	1.1	2.3	0.0	3.4	10.3	0.0	4.6
	5歳	83	<u>79.5</u>	67.5	26.5	14.5	4.8	0.0	2.4	1.2	0.0	10.8	1.2	8.4
	6歳	75	<u>78.7</u>	49.3	28.0	13.3	6.7	1.3	5.3	1.3	0.0	9.3	1.3	5.3
利用施設別	認可保育所	286	<u>74.1</u>	58.7	72.7	17.1	1.7	1.0	3.8	0.3	1.0	5.2	0.3	4.5
	幼稚園	78	<u>88.5</u>	55.1	28.2	15.4	6.4	1.3	3.8	0.0	0.0	11.5	2.6	2.6
	幼稚園+幼稚園の預かり保育	58	<u>82.8</u>	<u>82.8</u>	25.9	12.1	5.2	0.0	5.2	1.7	0.0	8.6	0.0	6.9

## ⑥放課後の過ごし方の現状と希望【小学生】

○現状・希望ともに、「自宅」が最も高く、次いで「習い事（スポーツ、塾など）」、「放課後児童クラブ（学童保育）」となっています。

○放課後児童クラブについては、余目第三学区、狩川地区で現状・希望が3～4割と他の地区に比べて高くなっています。

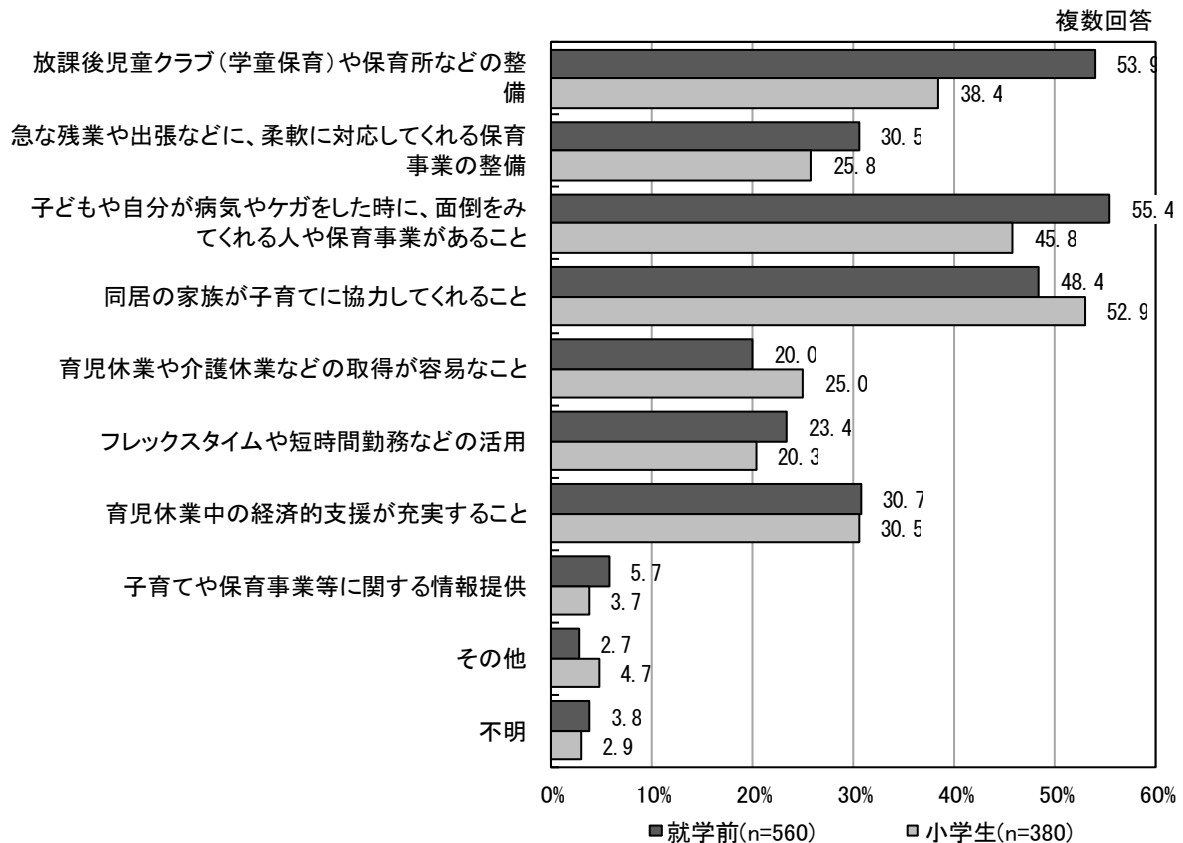


単位: % ※下線は第1位のもの ※上段: 現状 下段: 希望	n	自宅	祖父母宅や友人・知人宅	習い事(スポーツ、塾など)	児童館	放課後子ども教室	放課後児童クラブ(学童保育)	ファミリー・サポート・センター事業	その他(公民館、公園など)	不明	
		現在	希望	現在	希望	現在	希望	現在	希望	現在	希望
小学生全体	380	<u>69.1</u>	14.9	35.1	1.0	7.0	34.3	0.3	2.6	0.8	
	380	<u>63.7</u>	14.2	35.1	1.3	9.0	30.2	0.5	4.4	9.3	
居住地区別	余目第一学区	88	<u>76.4</u>	24.7	32.6	0.0	1.1	27.0	0.0	2.2	0.0
		88	<u>74.2</u>	25.8	36.0	1.1	3.4	22.5	0.0	2.2	4.5
	余目第二学区	77	<u>59.7</u>	26.0	39.0	1.3	1.3	31.2	1.3	2.6	0.0
		77	<u>58.4</u>	20.8	39.0	1.3	2.6	31.2	1.3	3.9	6.5
	余目第三学区	87	<u>63.0</u>	8.7	25.0	0.0	1.1	48.9	0.0	1.1	0.0
		87	<u>57.6</u>	7.6	25.0	0.0	2.2	40.2	1.1	3.3	14.1
	余目第四学区	51	<u>75.0</u>	7.7	46.2	0.0	7.7	23.1	0.0	3.8	3.8
		51	<u>63.5</u>	5.8	38.5	0.0	17.3	21.2	0.0	7.7	15.4
	狩川地区	59	<u>66.7</u>	3.3	40.0	3.3	26.7	41.7	0.0	3.3	1.7
		59	<u>58.3</u>	5.0	40.0	3.3	25.0	36.7	0.0	5.0	8.3
	清川地区	9	<u>88.9</u>	11.1	33.3	11.1	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0
		9	<u>88.9</u>	11.1	55.6	11.1	22.2	33.3	0.0	11.1	0.0
	立谷沢地区	4	<u>100.0</u>	0.0	50.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		4	<u>100.0</u>	25.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

### ⑦仕事と子育てを両立するうえで必要だと思うこと

○就学前では、「子どもや自分が病気やケガをした時に、面倒をみってくれる人や保育事業があること」が最も高く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）や保育所などの整備」、「同居の家族が子育てに協力してくれること」となっています。

○小学生では、「同居の家族が子育てに協力してくれること」が最も高く、次いで「子どもや自分が病気やケガをした時に、面倒をみってくれる人や保育事業があること」、「放課後児童クラブ（学童保育）や保育所などの整備」となっています。



## ⑧子育てに関する情報の入手先

○就学前では、「保育所や幼稚園」が最も高く、次いで「家族、親族」、「近所の人、知人、友人」となっています。

○就学前を子どもの年齢別で見ると、0歳では「携帯電話やスマートフォンによるインターネット」が、1・4歳では「家族、親族」が、2・5・6歳では「保育所や幼稚園」、3歳では「家族、親族」「保育所や幼稚園」が最も高くなっています。

○小学生では、「近所の人、知人、友人」が最も高く、次いで「家族、親族」、「小学校」となっています。

単位：％ ※下線は第1位のもの	n	家族、親族	近所の人、知人、友人	子育てサークルの仲間	保育所や幼稚園／小学校	町役場	保健センター	子育て支援センター	子育て応援ガイド	広報や町のパンフレット	子育て雑誌（市販のもの、フリーペーパー）	ネットによるインターネット	携帯電話やスマートフォンによるインターネット	その他	情報入手先・方法がわからない	不明
就学前全体	560	58.4	53.2	2.0	<u>60.2</u>	2.0	5.5	10.9	1.6	17.5	6.8	6.8	38.0	1.3	0.5	2.5
0歳	49	57.1	55.1	2.0	38.8	2.0	6.1	20.4	0.0	18.4	12.2	6.1	<u>61.2</u>	0.0	0.0	2.0
1歳	90	<u>64.4</u>	45.6	2.2	50.0	1.1	12.2	23.3	2.2	10.0	6.7	8.9	45.6	1.1	0.0	4.4
2歳	90	64.4	51.1	1.1	<u>65.6</u>	2.2	6.7	11.1	2.2	17.8	8.9	7.8	34.4	4.4	0.0	0.0
3歳	80	<u>56.3</u>	50.0	1.3	<u>56.3</u>	3.8	5.0	10.0	5.0	18.8	8.8	8.8	37.5	2.5	0.0	2.5
4歳	87	<u>65.5</u>	57.5	4.6	63.2	0.0	0.0	8.0	0.0	19.5	2.3	3.4	35.6	0.0	1.1	4.6
5歳	83	48.2	59.0	1.2	<u>75.9</u>	2.4	6.0	2.4	0.0	16.9	9.6	3.6	26.5	0.0	1.2	1.2
6歳	75	50.7	58.7	0.0	<u>65.3</u>	2.7	2.7	4.0	1.3	24.0	1.3	9.3	33.3	0.0	1.3	0.0
小学生全体	380	54.2	<u>66.1</u>	2.1	38.7	2.1	2.9	3.7	1.8	22.6	3.7	11.1	33.2	2.1	2.6	1.8



## ⑨子育てに関する相談先

○就学前では、「配偶者・パートナー」が最も高く、次いで「その他の親族（親・きょうだいなど）」、「友人や知人」となっています。

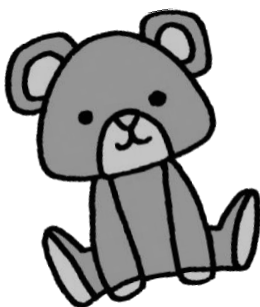
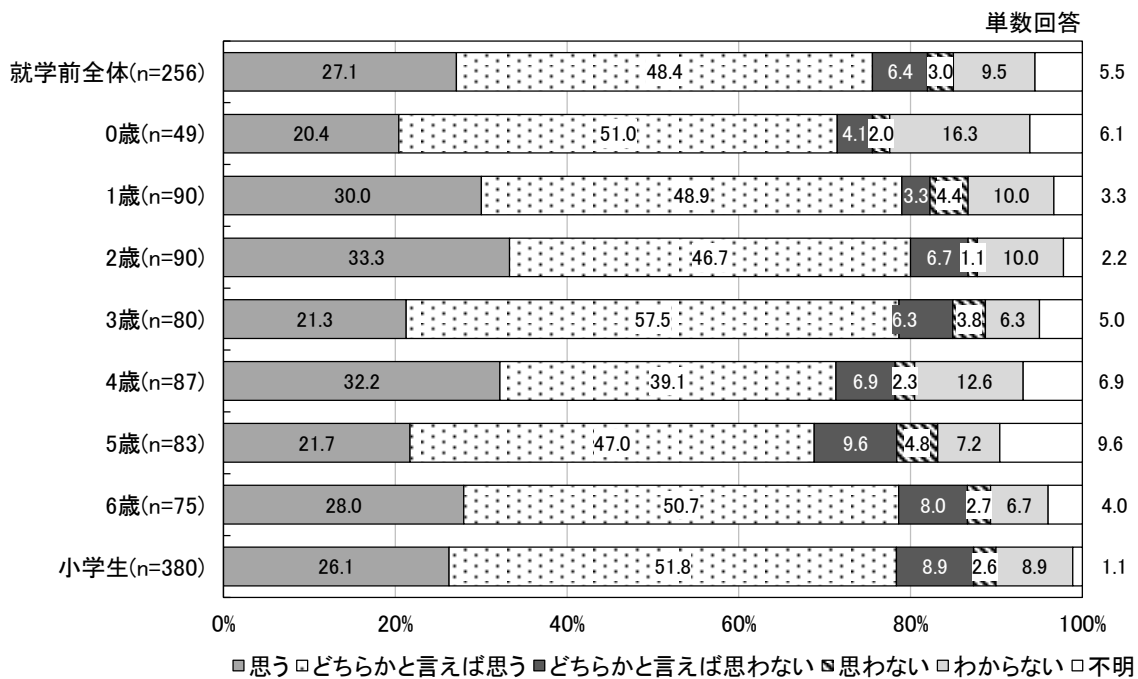
○就学前を子どもの年齢別で見ると、いずれの年齢でも「配偶者・パートナー」が最も高くなっています。

○小学生では、「配偶者・パートナー」が最も高く、次いで「その他の親族（親・きょうだいなど）」、「友人や知人」となっています。

単位：％ ※下線は第1位のもの	n	配偶者・パートナー	その他の親族(親・きょうだいなど)	友人や知人	近所の人	保育所や幼稚園・小学校の保護者	職場の人	子育てサークルの仲間	子育て支援センター	保育所や幼稚園・小学校の先生	民生委員児童委員	かかりつけの医師・看護師	保健所・保健センター	インターネット	町などの相談窓口	一人で抱えていることが多い	相談することは特にない	その他	不明
就学前全体	560	<u>78.9</u>	69.6	67.0	4.3	27.1	42.0	1.3	8.9	44.6	0.5	12.3	4.5	8.9	0.4	3.0	0.9	0.2	2.3
0歳	49	<u>83.7</u>	67.3	69.4	4.1	12.2	26.5	2.0	10.2	16.3	2.0	0.0	4.1	14.3	0.0	4.1	0.0	0.0	2.0
1歳	90	<u>87.8</u>	72.2	64.4	2.2	17.8	34.4	2.2	20.0	37.8	2.2	10.0	7.8	12.2	0.0	1.1	0.0	1.1	3.3
2歳	90	<u>81.1</u>	72.2	65.6	1.1	20.0	53.3	1.1	8.9	52.2	0.0	14.4	3.3	8.9	0.0	2.2	1.1	0.0	1.1
3歳	80	<u>73.8</u>	67.5	72.5	5.0	36.3	48.8	0.0	10.0	55.0	0.0	18.8	2.5	8.8	0.0	5.0	0.0	0.0	2.5
4歳	87	<u>77.0</u>	75.9	66.7	5.7	23.0	36.8	1.1	6.9	50.6	0.0	9.2	5.7	10.3	1.1	2.3	1.1	0.0	3.4
5歳	83	<u>73.5</u>	65.1	68.7	8.4	39.8	47.0	1.2	2.4	51.8	0.0	14.5	3.6	1.2	0.0	6.0	1.2	0.0	1.2
6歳	75	<u>82.7</u>	66.7	64.0	4.0	40.0	44.0	1.3	2.7	37.3	0.0	14.7	1.3	8.0	0.0	0.0	2.7	0.0	0.0
小学生全体	380	<u>76.3</u>	67.4	65.3	5.8	49.2	45.5	1.6	2.6	26.1	0.3	7.1	2.6	4.5	-	2.4	2.1	0.3	0.8

### ⑩ 庄内町が子育てしやすいまちだと思うか

○就学前・小学生いずれも、「思う」と「どちらかと言えば思う」を合わせた『子育てしやすいまちだと思う』が、「どちらかと言えば思わない」と「思わない」を合わせた『子育てしやすいまちだと思わない』を上回っています。



⑪庄内町が、今よりもっと子育てしやすいまちとなるためにはどのようなことが重要だと思いますか

○就学前では、「子どもの医療機関の整備」が最も高く、次いで「遊び場（公園や施設）の充実」、「子育てへの経済的支援」となっています。

○就学前を子どもの年齢別でみると、2歳では「遊び場（公園や施設）の充実」が、それ以外の年齢では「子どもの医療機関の整備」が最も高くなっています。

○小学生では、「子どもの医療機関の整備」が最も高く、次いで「遊び場（公園や施設）の充実」、「子育てへの経済的支援」となっています。

単位：% ※下線は第1位のもの	n	母子保健サービス の充実 (妊婦支援・乳幼児健 診・訪問指導など)	育児相談や情報提供の 充実	子どもの医療機関の整 備	家庭教育・親育ち教室 の推進	家庭内での男性の子育 への参加	子どもや親どうしの交 流の機会	地域における各種の子 育て支援活動の充実	仕事と子育てが両立で きる職場環境	働く親が利用できる子 育て支援事業の推進
就学前全体	560	5.5	4.8	<b>49.8</b>	2.5	9.1	7.3	2.5	23.4	17.7
0歳	49	8.2	2.0	<b>49.0</b>	0.0	8.2	6.1	4.1	24.5	24.5
1歳	90	10.0	2.2	<b>58.9</b>	3.3	11.1	4.4	3.3	24.4	24.4
2歳	90	3.3	10.0	46.7	2.2	8.9	11.1	3.3	23.3	24.4
3歳	80	5.0	5.0	<b>55.0</b>	3.8	11.3	8.8	0.0	25.0	10.0
4歳	87	2.3	3.4	<b>51.7</b>	1.1	4.6	6.9	3.4	23.0	12.6
5歳	83	6.0	3.6	<b>41.0</b>	3.6	7.2	7.2	2.4	22.9	14.5
6歳	75	5.3	6.7	<b>48.0</b>	2.7	12.0	4.0	1.3	20.0	14.7
小学生全体	380	2.1	4.5	<b>48.4</b>	3.9	6.6	6.1	4.2	18.9	16.1
単位：%	n	保育所や幼稚園の充実	放課後児童クラブ(学 童保育)の充実	放課後子供教室の全小 学校区での実施	学校教育の充実	遊び場(公園や施設)の 充実	子どもの安全の確保(事 故や犯罪など)	子育てへの経済的支援	その他	不明
就学前全体	560	14.3	10.2	6.3	2.9	44.1	8.0	31.8	4.5	6.1
0歳	49	14.3	16.3	4.1	4.1	44.9	6.1	36.7	4.1	6.1
1歳	90	17.8	6.7	5.6	0.0	44.4	4.4	38.9	2.2	3.3
2歳	90	16.7	12.2	5.6	0.0	<b>50.0</b>	8.9	33.3	3.3	3.3
3歳	80	10.0	3.8	2.5	5.0	45.0	6.3	30.0	2.5	6.3
4歳	87	14.9	13.8	9.2	1.1	46.0	6.9	21.8	5.7	9.2
5歳	83	10.8	8.4	4.8	6.0	34.9	10.8	36.1	6.0	8.4
6歳	75	14.7	12.0	12.0	5.3	44.0	13.3	29.3	8.0	4.0
小学生全体	380	6.6	6.8	7.6	7.4	47.4	13.4	29.7	2.6	5.8

## 5 課題のまとめ

### 1 結婚から妊娠・出産、子育てまでの切れ目のない支援体制づくり

- 結婚のための機会の提供について婚活支援事業として取り組んでいるものの、庄内地域における周知不足がうかがえます。
- 妊婦健康診査の未受診の方への対応が必要であり、安心して出産を迎えられるように、妊娠期から状況を把握し、早期に支援を開始する必要があります。
- 核家族化が進行し、親族からの支援が受けにくい環境にある人は多くなっていると考えられます。アンケートでは、情報の入手先として0歳の保護者では「携帯電話やスマートフォンによるインターネット」の割合が高くなっており、産後から子育て期の不安を抱えやすい時期にケアを必要としている人を早期に把握し、支援につなぐ仕組みづくりが必要です。
- 不妊に対する助成制度の周知を図りながら、「より安全な妊娠・出産」についての情報提供を行う必要があります。

### 2 就学前から就学後までの教育・保育の充実

- 人口は、将来的な減少が予測されます。一方で女性の就業率は平成22年から平成27年にかけて上昇しており、今後も女性の社会進出や就労形態の変化による保育ニーズの増加が予測されることから、対応する施設定員の確保が必要です。
- アンケート結果によると、就学前、小学生ともに5～6割台の母親がフルタイムで就労しています。そのため、預かり保育のニーズのさらなる増加が予測され、その対応を量・質の両面から求められます。
- 就学前までの保育ニーズへの対応が求められており、就学前施設、教育・保育人材の確保と有効活用が必要であります。
- 国では、幼児教育・保育の質の向上と、子どもの発達や学校教育との学びの連続性を保障する観点から、各市町村で教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーを配置することが進められており、本町においても、幼保・幼小連携の継続強化とそれによる質の高い教育・保育の提供が求められています。

### 3 地域における子育ての支援

- 子どもの遊び場については、現行の子育て支援センターは狭く、不十分であり、令和2年度に移転予定です。アンケート調査では、「遊び場（公園や施設）の充実」に関するニーズも高く、子どもたちが自由に気兼ねなく遊ぶ場所が求められます。
- 保育需要の増大により、放課後児童クラブの入会児童数も増加を続けています。国では、保護者の就労の有無によらない放課後の居場所の整備が進められており、放課後子供教室の充実など居場所づくりが必要です。
- 家庭教育については、就園前の子とその保護者を対象に、他機関と連携し様々な活動を実施しており、今後もニーズに合わせながら参加してもらえる事業展開の必要があります。
- 通学・登下校時の見守りや子ども110番の取り組みとの連携を行っています。今後も、子どもたちの安全と安心を守るため、防犯意識の啓発をはじめ、地域による見守り活動や情報共有の円滑化など、子どもの安全確保の取り組みを進めていくことが求められています。

### 4 配慮を必要とする子ども・子育て家庭への支援

- 発達に課題のある子どもや障がいのある子ども本人への支援はもちろん、障がいの有無にかかわらず共に生活できる環境づくりのため、周囲への理解促進が必要です。対応できる機関が町内に少ないため、早期発見・早期対応に向けた受け皿の確保、専門機関との連携が求められます。また、町内に特別支援に対応する人材の配置が望まれます。
- 地域で身近に相談できる相手がおらず、助け合う機会も少なくなっていることから、子育てで家庭が孤立し、その負担感が増大していることがうかがえます。
- 国勢調査では、ひとり親世帯は増加傾向にあり、特に母子世帯数が増加しています。

### 5 職業生活と家庭生活との両立の推進

- ワーク・ライフ・バランス\*の促進については、県の「やまがた子育て・介護応援いきいき企業（旧名称：山形いきいき子育て応援企業）」への積極的な認定の促進を進めているものの、それ以外で企業へのアプローチが十分にできていない状況にあります。
- 妊娠期に行うマタニティ教室においては父親も対象としており、男性の育児・家事への参加促進に取り組んでいますが、子育て期においても継続した取り組みが必要であります。
- 本町は共働き世帯が多いほか、アンケート調査では、子育て（教育を含む）を主に行っている人について「父母ともに」が5割を超えて最も高いことから、日常的に父親が育児に参加している状況がうかがえます。ついで「主に母親」が4割弱となっており、依然として母親の育児負担は大きいことから、子育ては家族で協力して行っていくものであることを認識できるよう、更なる周知・啓発が求められています。

---

\*ワーク・ライフ・バランス：仕事と私生活をバランスよく両立させること。

## 第 3 章

# 計画の基本的な方向性

## 1 基本理念

本町では、平成 27 年に「庄内町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、基本理念を「子育てするなら庄内町！子どもも親も笑顔で暮らせるまちづくり」として、子育て支援・児童福祉を推進してきました。

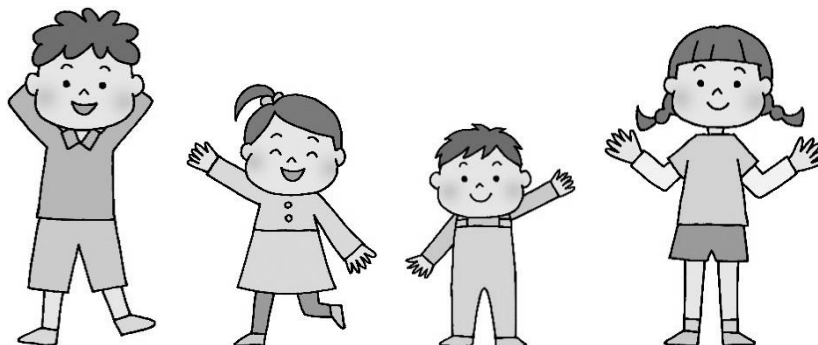
子どもは、将来の本町を担う大切な宝であり、本町で安心していつまでも笑顔で暮らせることは、今後少子高齢化が進行していくなかで、本町の将来のためにも非常に重要なこととなります。

本計画では、これまでの取り組みを継承しつつ、社会全体での子育て環境をより一層充実していくことを目的に、前計画の基本理念を第 2 期計画の 5 箇年も継承し、次のとおりに設定します。

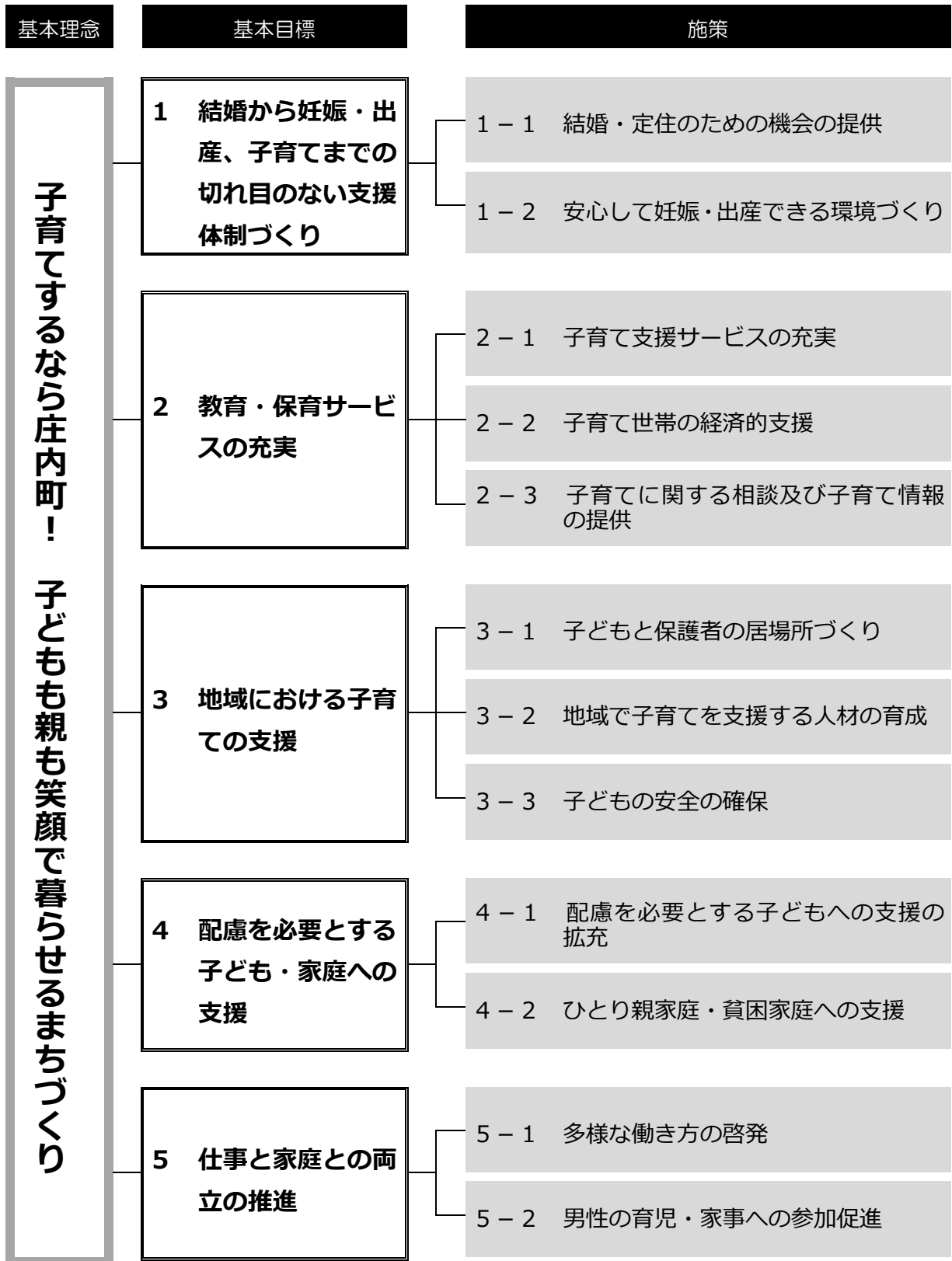
◇本計画におけるめざすまちの姿

子育てするなら庄内町！

子どもも親も笑顔で暮らせるまちづくり



## 2 基本目標（施策の体系）



## 第 4 章 計画の展開

### 1 結婚から妊娠・出産、子育てまでの切れ目のない支援体制づくり

子どもは、未来を支える力であり、結婚や子育てに喜びや夢を持ち、安心して子どもを生み育てることができるよう、結婚・妊娠・出産期から子育てまで切れ目のない支援体制を整備していきます。

#### 施策1-1 結婚・定住のための機会の提供

No	取り組み	内容と主要事業	担当課
1-1-1	<b>婚活支援の推進</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○異性との出会いを求める独身男女に出会いの機会を提供したり、県内各地のイベント情報やサポート制度を紹介したりするなど、個人の恋愛や結婚活動の周知と促進を図ります。</li> <li>○結婚支援員により、個人のニーズに対応できるサポートを行います。</li> <li>○「やまがた出会いサポートセンター」の利用を促進します。</li> </ul>	企画情報課
1-1-2	<b>若者定住支援</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○町内に住宅を取得する若者夫婦世帯及び若者定住促進住宅の入居者に対して、助成金を交付します。また、一定の条件を満たした場合で町内に住宅を新築または住宅をリフォームする世帯に対し、それぞれ上乗せして交付します。</li> <li style="margin-left: 20px;">◆若者定住促進助成事業</li> <li style="margin-left: 20px;">◆持家住宅建設祝金事業</li> <li style="margin-left: 20px;">◆住宅リフォーム祝金事業</li> <li>○若者定住促進住宅、子育て応援住宅を設置し、若者の移住・定住を支援します。</li> </ul>	建設課
1-1-3	<b>結婚新生活・移住新生活支援</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○婚姻に伴う新生活や町内の賃貸住宅に移住する際の新生活を支援するために、賃貸住宅に入居する際の敷金、礼金、仲介手数料などの住居費や引越費用を支援します。また、扶養している子どもがいる世帯には、移住新生活支援事業費補助金の上限額を増額して交付しています。</li> </ul>	企画情報課



## 施策1-2 安心して妊娠・出産できる環境づくり

No	取り組み	内容と主要事業	担当課
1-2-1	<b>妊産婦への支援</b> ⇒第5章参照	<p>○全妊婦を対象として、妊婦一般健康診査にかかる費用の助成を行い、異常の早期発見や安全で安心な出産の支援を行います。また、妊婦健康診査の未受診者には健診の必要性を伝え、受診勧奨を行います。</p> <p>◆<b>妊婦健康診査</b>：公費負担により医療機関において妊婦の定期的な健診を行う事業です。母子健康手帳交付時に「庄内町妊婦健康診査受診票」を交付します。</p> <p>◆<b>妊婦歯科健診</b>：町内歯科医療機関に委託し、1回の妊娠につき1回の歯科健診の公費負担を行います。</p> <p>○妊産婦などが抱える妊娠・出産や子育てに関する悩みについて、子育て経験者や専門家などによる相談支援を行い、家庭や地域での妊産婦などの孤立の解消を図ります。</p> <p>◆<b>産前産後サポート事業</b></p> <p>○退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポートなどを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図ります。</p> <p>◆<b>産後ケア事業</b></p>	保健福祉課
1-2-2	<b>不妊に対する支援</b>	<p>○不妊に悩む人への治療に関する情報の提供を行うとともに、不妊治療を受けた人を対象に国の制度に基づき治療費の一部を助成します。</p>	保健福祉課
1-2-3	<b>育児支援の充実</b> ⇒第5章参照	<p>○育児不安の解消や乳幼児の発育・発達過程に応じた助言ができるよう、保健師、助産師などの専門職による家庭訪問の充実を図ります。</p> <p>◆<b>乳児家庭全戸訪問事業</b></p> <p>◆<b>養育支援訪問事業</b></p>	保健福祉課 子育て応援課
1-2-4	<b>多子家庭への支援</b>	<p>○子どもが心身ともに健やかに生まれ、あたたかい家庭環境のなかで育てられるとともに、出生増加を図るため、誕生祝い金を支給します。</p> <p>◆<b>ひまわりっ子誕生祝金</b></p> <p>○誕生祝い金の対象について検討します。</p>	子育て応援課

No	取り組み	内容と主要事業	担当課
1-2-5	<b>乳幼児からの本とのふれあい支援</b>	○乳幼児と保護者に絵本を開く楽しさを体験してもらうとともに、絵本を手渡し、心ふれあうひとときを持つきっかけをつくる事業を行います。 <b>◆ブックスタート事業</b>	保健福祉課
1-2-6	<b>妊娠・出産・育児に関する相談・情報の提供</b>	○妊産婦に対して母子健康手帳配付時や家庭訪問などの機会を利用し相談を行います。 ○育児不安や悩みを抱えた妊婦、母親及び父親、子どもの養育者を対象に、妊娠・出産・育児に関する情報提供の場と育児相談などに関して問題解決できる支援体制づくりを進めます。	保健福祉課 子育て応援課
1-2-7	<b>乳幼児健診などの充実</b> ⇒第5章参照	○乳幼児の健診事業の充実、ならびに育児相談などにより疾病の予防を図ります。 <b>◆乳幼児健康診査</b> <b>◆乳幼児むし歯予防事業</b>	保健福祉課
1-2-8	<b>医療機関との連携</b>	○周産期・小児期に関連する医療機関ほか地域の関係機関との連携を図ります。	保健福祉課



## 2 教育・保育サービスの充実

利用者のニーズに応じ幼児教育・保育施設の整備、拡充を進めるとともに、幼稚園・小学校などとの連携を進めます。

また、誰もが必要な子育てサービスを受けることができるよう、子育て家庭の経済的負担を軽減するための助成を行います。

### 施策2-1 子育て支援サービスの充実

No	取り組み	内容と主要事業	担当課
2-1-1	<b>未就学児童の教育・保育サービスの充実</b> ⇒第5章参照	<p>○利用者のニーズに応じ、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業*の整備、拡充を進めます。</p> <p>○国の幼児教育・保育無償化制度に町独自で多子軽減などの支援を拡大して実施します。</p> <p>○幼児教育・保育無償化の影響や保護者ニーズなどを鑑みながら、民間活力の導入や、幼稚園と保育所を一体的に運営する認定こども園への移行を検討します。</p> <p>○本町には、3歳児を対象とした教育施設がないことから、保護者のニーズに応えるため、保育所の定員の余裕枠を利用し、1号認定の3歳児保育を実施します。</p> <p>◆特別利用保育事業</p>	子育て応援課 教育課
2-1-2	<b>多様で良質な保育サービスの充実</b> ⇒第5章参照	<p>○保護者の就労形態の多様化や、疾病などの理由による多様な保育需要の高まりに対応するため、多様で良質な保育サービスの充実を図ります。</p> <p>◆延長保育事業（時間外保育事業）</p> <p>◆一時預かり事業</p> <p>◆幼稚園の預かり保育事業</p> <p>◆病児・病後児保育事業</p> <p>○就労している保護者や在宅で子育てをしている保護者の多様な保育・子育て支援ニーズに対応するため、ファミリー・サポート・センターなどのきめ細かな子育てサービスの充実を図ります。</p> <p>◆ファミリー・サポート・センター事業</p> <p>◆子育て短期支援事業（ショートステイ）</p>	子育て応援課 教育課

\*地域型保育事業：小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業の総称。

No	取り組み	内容と主要事業	担当課
2-1-3	<b>教諭・保育士の確保と資質の向上</b>	<p>○県、関係機関などと連携を図りながら、資格取得見込者への働きかけを積極的に実施し、幼稚園教諭・保育士などの確保に取り組みます。</p> <p>○幼稚園、保育所において、研修の充実や積極的に施設間の情報交換の場を持つことで、町内の教育・保育施設全体の質の向上を図ります。</p>	子育て応援課 教育課
2-1-4	<b>多様な事業主体の参入促進のための事業</b> ⇒第5章参照	○個々の事業者の能力を活用した特定教育・保育施設などの設置または運営を促進するために、認可外保育施設、事業所内保育*施設が円滑に新制度の給付対象施設へ移行し、より質の高い保育を提供できるような体制を整備します。	子育て応援課 商工観光課
2-1-5	<b>就学前教育と小中学校教育との円滑な接続と連携の推進</b>	○幼稚園、小学校、中学校での11年間の教育のつながりを大切にしながら、接続期の職員間の幼小連絡会や幼児と児童、生徒の交流を計画的に実施し、教育・保育にかかる職員間の共通理解や推進体制を強化し、幼小中連携を充実させていきます。	子育て応援課 教育課

## 施策2-2 子育て世帯の経済的支援

No	取り組み	内容と主要事業	担当課
2-2-1	<b>経済的支援の充実</b>	<p>○子育て家庭の経済的支援のため、児童手当、保育料などの多子軽減などの制度の充実に努めます。</p> <p>○子どもの健やかな成長を願い、町内在住の子どもに対し、小学校入学時にはランドセルを、中学校進学時には通学用カバンを贈呈します。</p>	教育課 子育て応援課
2-2-2	<b>医療費の軽減</b>	<p>○子どもの疾病などの早期発見・早期治療とともに子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、中学校卒業までの乳幼児及び児童の医療費無料化を実施します。</p> <p>○事業の対象者を18歳まで引き上げることを検討します。</p> <p>◆子育て支援医療制度</p>	税務町民課

\*事業所内保育：主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。地域型保育事業のひとつ。

## 施策2-3 子育てに関する相談及び子育て情報の提供

No	取り組み	内容と主要事業	担当課
2-3-1	<b>利用者支援の充実</b>	<p>○妊娠期から妊産婦などの様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握し、利用できるサービスなどの情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プランなどの策定を行います。</p> <p>○子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じて相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整などを行います。</p>	子育て応援課 保健福祉課
2-3-2	<b>子育て支援の情報提供の充実</b>	○子育てに関する各種イベント情報や地域活動など広報紙に随時掲載を行います。また、町ホームページ上での子育て支援に関する制度、情報の掲載や、子育て支援パンフレットの配布により、住民への制度の分かりやすい周知に努めます。	子育て応援課 保健福祉課
2-3-3	<b>相談支援体制の充実</b>	○子ども家庭総合支援拠点として、子ども家庭支援員を配置し、すべての子ども・家庭の相談対応にあたるとともに、要保護児童への支援及び関係機関との連絡調整を行い、組織で問題解決に向けた支援を行います。	子育て応援課 保健福祉課
2-3-4	<b>地域子育て支援拠点の充実</b> ⇒第5章参照	○子育て支援センターで、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談・情報提供などを実施します。	子育て応援課



### 3 地域における子育ての支援

身近なところに、いつでも気軽に保護者や子どもが集い、交流できる機会・居場所づくりを進めるとともに、町、子育て経験者、子育て支援サークル、NPOなどが連携・協力し、子育て家庭同士や子育て家庭と地域との交流の促進を図ります。

また、子どもを交通事故や犯罪から守るために、地域の環境を整備するとともに、防犯意識の啓発を図ります。

#### 施策3-1 子どもと保護者の居場所づくり

No	取り組み	内容と主要事業	担当課
3-1-1	<b>未就学児童とその保護者の居場所の確保</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子育て支援の中核となる施設として、広い遊び場も含めた新たな子育て支援拠点施設の運営充実を図ります。</li> <li>○子育て支援センターにおける立川地域での「出張ひろば」を週1回実施し、保育所での園開放も行います。</li> </ul>	子育て応援課
3-1-2	<b>放課後児童クラブ（学童保育事業）の充実</b> ⇒第5章参照	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者が就労などにより放課後帰宅しても家庭にいない児童に対して、放課後などに安全・安心な遊び場や生活の場を提供し、その健全育成を図ります。</li> <li>○学童保育所の施設や運営形態について調査検討し、安全な保育環境の整備を図ります。</li> </ul>	子育て応援課
3-1-3	<b>放課後子供教室の充実</b> ⇒第5章参照	<ul style="list-style-type: none"> <li>○すべての児童の放課後における安心・安全な居場所として、子ども同士の遊びや学習、体験活動を行いながら、放課後の子どもの活動を支援し、子どもの居場所づくりを進めます。</li> <li>○公民館などを拠点とした放課後子供教室において、多様な学習・体験の機会を地域ぐるみで提供する仕組みをつくります。</li> </ul>	社会教育課
3-1-4	<b>新・放課後子ども総合プランの推進</b> ⇒第5章参照	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新・放課後子ども総合プランにおける放課後児童クラブ及び放課後子供教室の両事業を一体的にまたは連携して推進していきます。</li> </ul>	子育て応援課 社会教育課
3-1-5	<b>地域で支える子どもの居場所づくり</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域住民が主体となって実施する、学習支援や子ども食堂等の子どもの居場所づくり事業を支援します。</li> </ul>	子育て応援課 保健福祉課 社会教育課

## 施策3-2 地域で子育てを支援する人材の育成

No	取り組み	内容と主要事業	担当課
3-2-1	<b>地域における世代間交流の推進</b>	○少子高齢化社会に見合った新たな地域子育て拠点の場として、子育て親子世代に限らず、地域の高齢者・子育て先輩ママ・学生・障がい児などの多くの町民が集う機会や、地域の伝統文化・慣習にふれる機会を提供するなど、多様な世代間交流の場づくりを推進します。	子育て応援課
3-2-2	<b>地域子育て支援拠点の充実【再掲】</b> ⇒第5章参照	○母子保健や公民館などの家庭教育部署、児童に関わる関係機関、地域の子育て支援団体及びサークルなどと連携し、地域の子育て支援を推進します。	子育て応援課
3-2-3	<b>子育てボランティアの育成</b>	○地域ボランティアの育成や地域団体との協働により、地域全体で子育てを支援していく気運を高め、安心して子育てしやすいまちづくりの輪を広げていきます。	子育て応援課
3-2-4	<b>家庭教育の推進</b>	○子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行います。 ◆ <b>遊びの広場</b> ：保育所・幼稚園入園前に習得していることが望ましい心身の発達課題や関わり方などについて、親子活動をとおして学んでもらうよう、読み聞かせ、子育て講演会、野外活動などを実施します。 ◆ <b>親子事業</b> ：各公民館で、体験学習を通して親子のふれあいや参加者相互の親睦と交流を図ることを目的として事業を実施します。 ◆ <b>家庭教育講座推進事業</b> ：町内の保育所・幼稚園・小学校・中学校と社会教育課が共催し、保護者などへの家庭教育講座を開催することにより、学習機会や相談体制の充実を図ります。	子育て応援課 社会教育課 教育課
3-2-5	<b>青少年健全育成の推進</b>	○青少年の地域社会への参画を促し、協調性・社会性を育むとともに、ボランティア活動及び組織育成を進め青少年の健全育成に努めます。 ○自発的・積極的な事業の企画と参画をすすめる、ボランティアリーダーの育成に努めます。	社会教育課

### 施策3-3 子どもの安全の確保

No	取り組み	内容と主要事業	担当課
3-3-1	<b>地域での見守りの推進</b>	<p>○町内のすべての小学校区に、町民のボランティアにより組織されており、今後も登下校時などの子どもの見守り活動を継続していきます。</p> <p>◆子ども見守り隊</p> <p>○町内の商店や事業所・一般の家庭などが登録し、不審者に声をかけられたり、身の危険を感じたりして駆け込んだ際、子どもを保護し、警察に通報します。</p> <p>◆子ども 110 番連絡所</p>	教育課
3-3-2	<b>通学路の安全対策</b>	<p>○各小学校区で通学路の様子について話しあう通学路安全対策協議会を開催し、子どもたちの通学路の安全の確保に努めます。</p>	教育課 建設課
3-3-3	<b>安心安全対策の推進</b>	<p>○学校や幼稚園、保育所の保護者に対し、災害時の安否確認や招集連絡、不審者、熊などの出没注意などのメールを各施設などから一斉配信する取り組みを進めます。</p> <p>◆安心安全情報システム</p> <p>○大災害を想定した、子どもの安全確保、保護者への引き渡し訓練を保育所、幼稚園、小学校で行います。</p> <p>◆引き渡し訓練</p>	教育課 環境防災課 子育て応援課





## 4 配慮を必要とする子ども・家庭への支援

子どもの心身の健全な発育に重大な影響を与える児童虐待について、発生予防から早期発見、早期対応に向け、関係機関と連携し、児童虐待防止を図ります。

また、貧困家庭やひとり親家庭への適切な支援サービスと相談体制の充実を図り、障がい児が身近な地域で生活でき、障がいの程度に応じた適切な保育・教育が受けられる機関を整備するなど、一貫した総合的な取り組みを推進します。

### 施策4-1 配慮を必要とする子どもへの支援の拡充

No	取り組み	内容と主要事業	担当課
4-1-1	<b>養育支援訪問の充実</b>	○養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師・保育士などがその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。 ◆養育支援訪問	保健福祉課 子育て応援課
4-1-2	<b>発達が気になる子・障がい児保育の充実</b>	○市内の認可保育所や幼稚園、学童保育において、発達が気になる児童やその保護者に対する効果的な援助の方法について、実際に関わる保育士や関係職種を対象に研修会や、専門家による訪問指導事業を開催します。	子育て応援課 教育課
4-1-3	<b>幼児言語サポート</b>	○就学前の幼児の言語面の発達を考慮し、保護者との面談を設け、治療指導が必要な子どもについては、ことばの教室などの関係機関と連携をとり、対応を図ります。	教育課
4-1-4	<b>障がい児支援サービスの確保</b>	○保健師や子育て支援担当部署との連携により、障がい児の利用ニーズを把握し、サービス提供者の確保及び調整に努めます。また、相談支援の提供体制の確保に努めます。	保健福祉課
4-1-5	<b>「やまがたサポートファイル」の普及</b>	○特別な支援や配慮を必要とする児などが、年代や分野で途切れることなく情報共有や引き継ぎが行われ、支援が一貫して行われる仕組みづくりを行います。	保健福祉課
4-1-6	<b>障がいを持つ子どもの親への支援</b>	○就学前の支援が必要な児などの保護者同士のつながりを強化するため、情報交換を中心とした教室を開催します。 ◆なないろの会	保健福祉課

No	取り組み	内容と主要事業	担当課
4-1-7	<b>発達障がい児支援</b>	○保育所・幼稚園入園前の支援の必要な児などのため教室を開催し、個別支援を行います。 ◆つくしほ教室	保健福祉課
4-1-8	<b>児童発達支援センターの設置にむけた検討</b>	○障がいのある児童または発達に支援を要する児童とその保護者に対し、日常生活の指導や相談などを行う「児童発達支援センター」の設置にむけて、近隣市町村との調整・検討を行います。	保健福祉課 子育て応援課 教育課
4-1-9	<b>医療費の軽減</b>	○身体障害者手帳の1級及び2級程度の障がいがある子どもに対して医療費の負担軽減を図ります。 ◆重度心身障がい(児)者医療制度	税務町民課
4-1-10	<b>要保護児童などへの支援</b>	○虐待を受けている児童の早期発見や、特定妊婦と要保護・要支援児童への適切な保護と支援を図るため、関係機関からなる要保護児童対策地域協議会を設置し、情報共有と連携を図りながら、迅速かつ組織的に支援します。	子育て応援課

## 施策4-2 ひとり親家庭・貧困家庭への支援

No	取り組み	内容と主要事業	担当課
4-2-1	<b>ひとり親家庭などへの自立支援推進</b>	○ひとり親家庭などの自立と生活の安定を促進するため、保育所入所の際は対象児童を優先し、また、児童扶養手当(県認定)などの経済的支援を行います。 ○山形県が実施している母子父子寡婦福祉貸付資金やひとり親家庭子育て生活支援事業などについての情報提供と相談を行います。	子育て応援課
4-2-2	<b>子育て応援事業の実施</b>	○ひとり親家庭などに経済的支援のため商品券を支給します。 ◆子育て応援事業 ◆高校就学応援事業	子育て応援課
4-2-3	<b>医療費の軽減</b>	○18歳以下の児童がいるひとり親などの家庭の医療費の負担軽減を図ります。 ◆ひとり親家庭等医療制度	税務町民課
4-2-4	<b>子どもの居場所づくりに向けた支援</b>	○貧困の連鎖を防止する観点から、ひとり親家庭や生活困窮世帯の児童を対象に、子どもの生活の向上を図るための学習支援や食事の提供などを行う子どもの居場所づくり事業を支援します。	子育て応援課 保健福祉課 社会教育課

## 5 仕事と家庭との両立の推進

働きながら安心して子どもを生み育てることができるように、幼児教育・保育の無償化事業など、多様なニーズに柔軟に対応できる子育てをめぐる環境づくりを推進するとともに、子育てと仕事とのバランスがとれる働き方を支援する取り組みを推進します。

### 施策5-1 多様な働き方の啓発

No	取り組み	内容と主要事業	担当課
5-1-1	各種支援制度の周知と啓発	○「一般事業主行動計画」により、企業の従業員の仕事と子育ての両立を図りやすい雇用環境づくりなどへ向けた周知、啓発を行います。	商工観光課
5-1-2	男女共同参画による子育てを可能とする職場づくりのための啓発	○町内事業所や町民を対象に、働き方改革やワーク・ライフ・バランスの推進に関する啓発を行い、男女共同参画の視点による、子育てを可能とする職場づくりのための啓発を行います。	企画情報課 商工観光課
5-1-3	企業への啓発活動	○「やまがた子育て・介護応援いきいき企業」への積極的な認定の促進など、仕事と子育てを両立できる職場環境の整備を促すため、町が企業に出向き啓発活動を行います。	企画情報課 商工観光課
5-1-4	先進事例の情報提供	○町内のワーク・ライフ・バランスの改善に取り組む企業の事例や、男性の育児休業の体験談などについて、広報などを通じて町民に周知します。	商工観光課 企画情報課

### 施策5-2 男性の育児・家事への参加促進

No	取り組み	内容と主要事業	担当課
5-2-1	男性の育児・家事への参加の啓発	○男性の育児・家事への参加を一層促進するため、家庭教育などの事業に取り組めます。 ○母子健康手帳交付時の面接や妊婦向けの講座などで、父親の育児参加の啓発を行います。	企画情報課 保健福祉課 子育て応援課 社会教育課

# 第 5 章

## 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の展開

### 1 事業展開の概要

#### (1) 目標事業量の設定の考え方

国の方針では、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的なニーズを含めた利用希望を把握したうえで、令和2年度を初年度とする5年間の、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の内容及びその実施時期などを盛り込むこととされています。ただし、国で示された量の見込みの算出方法は全国一律のものであり、実際の利用状況などとは乖離する場合があります。実態と大きく乖離する場合は、市町村独自で実態に応じた補正を行うことができます。

本町においても、平成30年度に実施したアンケート調査の結果をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを踏まえ、量の見込みを設定しています。

#### ■ 目標事業量の見込みの算出の流れ



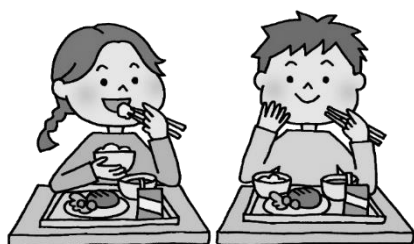
## (2) 教育・保育提供区域の設定について

本町における、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域は、第1期計画に引き続き、全町を1区域として定めます。また、できる限り保護者の希望に沿った保育サービスが利用できるように努めます。

## (3) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月に国の施策として幼児教育・保育の無償化を実施するため、子ども・子育て支援法が改正され、従来から子ども・子育て支援新制度における「子どものための教育・保育給付」により、給付対象とされていた幼稚園、保育所等の保育料が無償化されるほか、これまで法に位置づけされていなかった新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設、幼稚園預かりの保育等を利用した際の利用料に対する給付制度が「子育てのための施設等利用給付」として創設されました。

「子育てのための施設等利用給付」の実施にあたっては、公正かつ適正な給付の実施体制を確保するとともに、県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組を進めていきます。



## 2 教育・保育の量の見込みと確保方策

### (1) 1号認定のニーズへの対応（幼稚園、認定こども園など）

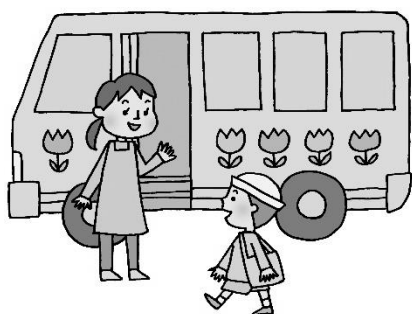
#### 対象

- ・満3歳以上の小学校就学前子どもであって、幼稚園教育要領に基づく教育を受ける子ども

#### 量の見込み及び確保方策

		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(①)		288	278	275	275	271	260
確保 方策	特定教育・ 保育施設						
	庄内町	580	580	580	580	580	580
	他市町村	—	—	—	—	—	—
合計(②)		580	580	580	580	580	580
充足(②-①)		292	302	305	305	309	320

- ・町内には5箇所の幼稚園があり、4歳児・5歳児については需要を満たしています。
- ・課題となっているニーズの高い3歳児保育への対応については、幼稚園・保育所で連携して検討していきます。



## (2) 2号認定のニーズへの対応（保育所、認定こども園など）

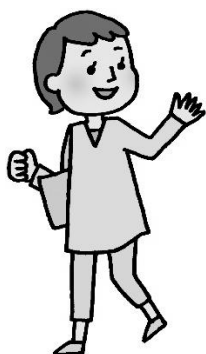
### 対象

- ・満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保育を必要とする子ども

### 量の見込み及び確保方策

		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み(①)		127	127	126	126	123	118	
確保 方策	特定教育・ 保育施設	庄内町	139	100	100	100	100	100
		他市町村	6	20	20	20	20	20
	認可外保育施設		—	—	—	—	—	—
	合計(②)		145	120	120	120	120	120
充足(②-①)		18	-7	-6	-6	-3	2	

- ・無償化による需要増や清川保育園の閉園による定員減少で需要過多となっていますが、毎年度のニーズ量の動向に注視しながら、恒常的な利用定員の超過にならないように努めます。



### (3) 3号認定のニーズへの対応 (0~2歳:保育所、認定こども園、地域型保育事業など)

#### 対象

- ・満3歳未満で保育を必要とする子ども

#### 量の見込み及び確保方策

0歳児			平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(①)			90	95	94	91	90	87
確保 方策	特定教育・ 保育施設	庄内町	90	90	90	90	90	90
		他市町村	0	5	5	5	5	5
	地域型保 育	庄内町	—	—	—	—	—	—
		他市町村	—	—	—	—	—	—
	合計(②)		90	95	95	95	95	95
充足(②-①)			0	0	1	4	5	8
1・2歳児			平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(①)			196	196	203	200	199	198
確保 方策	特定教育・ 保育施設	庄内町	186	180	180	180	180	180
		他市町村	0	20	20	20	20	20
	地域型保 育	庄内町	—	—	—	—	—	—
		他市町村	—	—	—	—	—	—
	合計(②)		186	200	200	200	200	200
充足(②-①)			-10	4	-3	0	1	2

- ・人口減少が進行するなかで、母親の就労ニーズの高まりの影響で保育ニーズはほぼ横ばいになると推測されます。
- ・育児休業制度を利用している保護者が仕事に復帰するタイミングが年度をまたぐ場合が多く、0歳児からの利用ニーズが増加する傾向があります。



### 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

#### (1) 利用者支援事業

##### 事業の概要

妊娠期から母子保健や育児に関する様々な相談に応じ、継続的な支援を行うとともに、出生後は子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業などの提供及び必要に応じ相談・助言などを行い、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。

児童相談所、保健センターといった行政機関や、民生委員・児童委員、教育委員会、医療機関、学校、警察などの関係機関・団体などとの連携を密にし、事業が円滑かつ効果的に行われるよう努めます。

##### 量の見込み及び確保方策

区分		単位	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	設置数	基本型・特定型	1	1	1	1	1	1
		母子保健型	1	1	1	1	1	1
確保方策	設置数	基本型・特定型	1	1	1	1	1	1
		母子保健型	1	1	1	1	1	1

- 平成 29 年度から、子育て支援センター、立川ひろばでの利用者支援事業基本型に取り組んできましたが、平成 30 年度には利用者支援事業母子保健型（子育て世代包括支援センター事業）を開始し、妊娠期から出産・子育て期まで切れ目のない支援に取り組んでいます。引き続き、すべての子育て世代に対して支援ができるよう事業を推進します。

## (2) 地域子育て支援拠点事業

### 事業の概要

公共施設や保育所などの地域の身近な場所で、子育て中の親子の相互の交流を行う場を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

交流の場の提供・交流促進や、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て・子育て支援に関する講習などがありますが、利用者支援事業を組み合わせ、さらに機能強化を図ることも想定されます。

### 量の見込み及び確保方策

区分		単位	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	延べ利用者数 (年間)	人回	8,131	7,735	7,547	7,467	7,329	7,091
確保方策	延べ利用者数 (年間)	人回	8,131	7,735	7,547	7,467	7,329	7,091

(利用者数は未就学児とその保護者)

- 平成 29 年度から立川子育て支援センターを廃止し、余目子育て支援センターを庄内町子育て支援センターとしました。立川地域については、毎週 1 回「出張ひろば」として開所しています。子育てについての相談や子育て中の保護者の交流が図られるよう取り組んでいきます。

### (3) 乳児家庭全戸訪問事業

#### 事業の概要

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。社会的な支援を必要としている子育て家庭の孤立を防ぐとともに、安心して子育てができるよう支援するねらいがあります。

#### 量の見込み及び確保方策

区分		単位	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	訪問対象者 (年間)	人回	116	120	118	115	113	110
確保方策	訪問件数 (年間)	人回	116	120	118	115	113	110

- ・町保健師などによる訪問を実施するとともに、訪問の結果、支援が必要な家庭には、関係機関と連携し養育支援訪問事業に繋げるなど積極的な支援に努めます。



## (4) 養育支援訪問事業及び要保護児童などに対する支援

### 事業の概要

#### ① 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、養育が適切に行われるよう、保健師・保育士などがその居宅を訪問し、養育に関する相談・指導・助言その他必要な支援を行います。具体的な支援内容としては、特定妊婦に対する安定した妊娠・出産・育児を迎えるための相談・支援、産後の育児支援・相談、簡単な家事などの援助、不適切な養育環境や虐待の恐れがある家庭に対する養育環境の維持・改善や児童の発達保障のための相談・支援、児童養護施設などを退所後にアフターケアを必要とする家庭などに対する養育相談・支援などがあります。

#### ② 要保護児童対策地域協議会

虐待を受けている児童の早期発見や、要保護児童の適切な保護または要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関からなる要保護児童対策地域協議会を設置し、情報の共有とケースの進行管理を行い、虐待への対応を迅速かつ組織的に行います。

### 量の見込み及び確保方策

区分		単位	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	養育支援 訪問件数	件	47	50	50	50	50	50
	協議会 開催数	回	15	15	15	15	15	15
確保 方策	養育支援 訪問件数	件	47	50	50	50	50	50
	協議会 開催数	回	15	15	15	15	15	15

- ・核家族化や育児の経験不足などで養育支援が必要な家庭は増加傾向にあります。
- ・保健師・保育士などの家庭訪問により、適切な養育に関する相談支援を行っています。また不適切な養育状況にあり虐待のリスクがある家庭については、要保護児童対策地域協議会の調整担当者も加わり、連携しながら支援を継続します。
- ・近年の児童虐待に対する関心の高さもあり、虐待通報・相談・認定数は増加傾向にあることから、こども家庭支援員を配置し関係機関と連携しながら、調整機関として要保護・要支援児童の進行管理を行っていきます。

## (5) 子育て短期支援事業

### 事業の概要

保護者の疾病や仕事などにより、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助（ショートステイ）事業と夜間養護など（トワイライトステイ）事業があります。

### 量の見込み及び確保方策

区分		単位	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	延べ利用者数 (年間)	人回	0	5	5	5	5	5
確保方策	延べ利用者数 (年間)	人回	5	5	5	5	5	5

- これまで、利用の実績がありませんが、アンケート調査では一定のニーズがあることから、事業の周知及び、提供体制の確保に努めます。



## (6) 一時預かり事業(預かり保育事業)

### 事業の概要

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、保育所やその他の場所で一時的に預かる事業です。新制度では、幼稚園の預かり保育事業も、一時預かり事業に位置付けられます。

#### ① 保育所一時預かり保育事業

緊急時や、保護者の育児疲れ解消、リフレッシュにも役立っており、在宅育児支援として、町内すべての認可保育所で事業を実施できるような体制を構築します。

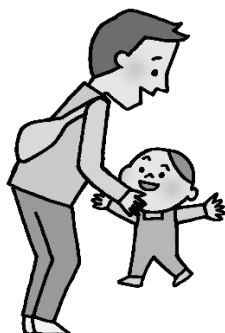
#### ② 幼稚園預かり保育事業

通常保育時間帯以外において、保護者や同居親族が仕事や病気によって子どもを保育できない状況にある場合に、預かり保育を実施します。

### 量の見込み及び確保方策

区分		単位	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	延べ利用者数 (年間)	幼稚園預かり 保育事業	41,968	41,872	41,420	41,420	40,817	39,161
		その他	1,326	1,318	1,313	1,309	1,307	1,300
確保 方策	延べ利用者数 (年間)	幼稚園預かり 保育事業	41,968	41,872	41,420	41,420	40,817	39,161
		その他	1,326	1,318	1,313	1,309	1,307	1,300

- ・ 幼保無償化の影響によりこれまで以上に保育所の利用ニーズが増加することが推測されることから、一時預かりの利用ニーズは減少傾向にありますが、各施設における人員や場所の確保を検討していきます。



## (7) 時間外保育事業(延長保育事業)

### 事業の概要

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所などにおいて保育を実施する事業です。

### 量の見込み及び確保方策

区分		単位	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	実利用者数 (年間)	人	232	221	210	210	210	200
確保方策	実利用者数 (年間)	人	232	221	210	210	210	200

- ・現在、実施している事業を継続しつつ、保育士の配置などの実施体制の整備を図ります。  
あわせて仕事と子育ての調和を図るための啓発についても行います。



## (8) 病児・病後児保育事業

### 事業の概要

病児について、病院・保育所などに付設された専用スペースなどにおいて、看護師などが一時的に保育をする事業です。

### 量の見込み及び確保方策

区分		単位	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
量の見込み	延べ利用者数(年間)	病児・病後児対応	箇所	1	1	1	1	1	
			人日	584	556	529	529	529	503
		体調不良児対応	箇所	3	3	3	3	3	3
			人日	1,312	1,250	1,188	1,188	1,188	1,131
		非施設型	箇所	—	—	—	—	—	—
			人日	—	—	—	—	—	—
ファミリー・サポート・センター事業	人日	—	—	—	—	—	—		
確保方策	延べ利用者数(年間)	病児・病後児対応	箇所	1	1	1	1	1	
			人日	584	556	529	529	529	503
		体調不良児対応	箇所	3	3	3	3	3	3
			人日	1,312	1,250	1,188	1,188	1,188	1,131
		非施設型	箇所	—	—	—	—	—	—
			人日	—	—	—	—	—	—
ファミリー・サポート・センター事業	人日	—	—	—	—	—	—		

- ・現在町内3箇所の認可保育所で体調不良型の事業を実施しています。実績の増加や利用希望が集中する時期への対応を進めるとともに、引き続き児童の安全に配慮していきます。



## (9) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

### 事業の概要

乳幼児や児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者（おねがい会員）と援助を行うことを希望するもの（おたすけ会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

### 量の見込み及び確保方策

区分		単位	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	延べ利用者数 (年間)	人日	4	22	21	20	19	19
確保方策	延べ利用者数 (年間)	人日	4	22	21	20	19	19

- ・事業の周知を図り、毎年、会員の養成講座を開催し、おたすけ会員が増加するような体制を整備します。



## (10) 妊婦健康診査

### 事業の概要

公費負担により医療機関において妊婦の定期的な健診を行う事業です。母子健康手帳交付時に「庄内町妊婦健康診査受診票」を交付します。

### 量の見込み及び確保方策

区分		単位	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	延べ利用者数 (年間)	人日	1,291	1,336	1,313	1,280	1,258	1,224
確保方策	延べ利用者数 (年間)	人日	1,291	1,336	1,313	1,280	1,258	1,224

- ・「庄内町妊婦健康診査受診票」交付により、経済的負担の軽減に努めます。また、産科医療機関などと連携し、適正な受診に努めます。
- ・定期の妊婦健診の受診勧奨や出産前の電話相談などを実施し、安心して出産できる体制を整えるとともに、制度の周知及び早期の届出の啓発に努めます。

## (11) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

### 事業の概要

多様化するライフスタイルに対応することを目的として、個々の事業者の能力を活用した特定教育・保育施設などの設置または運営を促進するために、認可外保育施設、事業所内保育施設が円滑に新制度の給付対象施設へ移行し、より質の高い保育を提供できるような体制を整備します。

### 量の見込み及び確保方策

ニーズに沿った多様なサービスの提供や教育・保育の継続的な充足のためには、民間事業者など、多様な主体が参画する必要があることから、情報提供や事業参入など、今後、地域の実情や需給の状態を十分に把握したうえで実施します。

## 4 新・放課後子ども総合プランに基づく取り組み

### (1) 新・放課後子ども総合プランの推進

本計画において、国が求める目標事業量などの項目を明記する「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、事業の推進を図ります。

#### 新・放課後子ども総合プランの策定

平成 26 年7月に文部科学省及び厚生労働省は、共働き家庭の「小1の壁」を打破するとともに次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験、活動ができるよう「放課後子ども総合プラン」を策定しました。同プランでは放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施を中心に両事業の計画的な整備を進めることとしてきました。

平成 30 年9月には放課後児童対策の取り組みをさらに推進させるため、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な推進などによるすべての児童の安全・安心な居場所の確保を図ることを内容とした新たな放課後児童対策である「新・放課後子ども総合プラン」を策定しています。

### (2) 放課後子供教室の見込みと確保方策

#### 事業の概要

すべての児童の放課後における安心・安全な居場所として、子ども同士の遊びや学習、体験活動を行いながら、放課後の子どもの活動を支援し、子どもの居場所づくりを進めます。

また、放課後児童クラブを利用している児童も放課後子供教室に参加できるように実施します。

区分		単位	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
確保 方策	実施箇所数	箇所	2	2	3	4	5	5

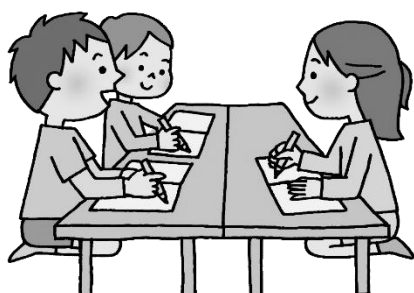
### (3) 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)の量の見込みと確保方策

#### 事業の概要

保護者が就労などにより放課後帰宅しても家庭にいない児童に対して、放課後などに安全・安心な遊び場や生活の場を提供し、その健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日・夏休みなどの学校休業日は、午前7時から午後7時まで保育を実施します。

#### 量の見込み及び確保方策

区分		単位	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	利用者数 (年間)	人	306	330	330	320	320	310
	低学年		203	200	200	200	200	200
	高学年		103	130	130	120	120	110
確保方策	利用者数 (年間) ※定員	人	306	330	330	320	320	310



## 第 6 章

# 計画の推進体制

---

---

### 1 計画の推進にあたって

計画の推進にあたっては、「庄内町子ども・子育て会議」において各種施策の実施状況を審議するなど、継続的に点検・評価・見直し（PDCA サイクルの実践）を行い、より実効性のある施策展開を図ります。

### 2 計画の進捗管理と点検・評価

計画の進捗管理にあたっては、数値目標の達成状況などを確認しながら、「庄内町子ども・子育て会議」において定期的に点検・評価を行います。

なお、評価結果については、町のホームページなどで適宜公表するとともに、必要に応じ計画内容の見直しを行います。

## 1 庄内町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 20 日

条例第 34 号

改正 平成 31 年 3 月 6 日条例第 1 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定により、庄内町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 子ども・子育て支援（法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (5) 公募による者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第 6 条 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 会議の庶務は、子育て応援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(庄内町特別職に属する者の給与に関する条例の一部改正)

2 庄内町特別職に属する者の給与に関する条例（平成17年庄内町条例第45号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成31年3月6日条例第1号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

## 2 子ども・子育て会議委員名簿（平成30年1月1日~令和元年12月31日）

庄内町子ども・子育て会議条例 第2条関係

No.	区分	所属	氏名	備考
1	子どもの保護者	保護者代表（保育園）	志田 章	
2	子どもの保護者	保護者代表（保育園）	五十嵐 知穂	
3	子どもの保護者	保護者代表（幼稚園）	日下部 さゆり	
4	子どもの保護者	保護者代表（小学校）	村岡 正明	
5	子どもの保護者	保護者代表（在宅）	今井 朋恵	
6	子どもの保護者	保護者代表（在宅）	飯 淵 美穂子	
7	事業を代表する者	山形いきいき子育て応援企業登録事業者代表	渡 会 武 司	
8	事業を代表する者	認可外保育所設置事業者代表	今 井 聡	
9	子ども・子育て支援に関する事業関係者	民間保育園	五十嵐 富夫	
10	子ども・子育て支援に関する事業関係者	学童保育所運営事業者	渡 邊 綾 子	
11	子ども・子育て支援に関する事業関係者	子育て応援ネットワーク代表	我 妻 小 卷	
12	子ども・子育てに関し学識経験のある者	庄内町教育委員代表	太 田 ひろみ	副会長
13	子ども・子育てに関し学識経験のある者	保育・幼児教育職経験者	小 林 裕 子	会長

庄内町子ども・子育て会議条例 第6条関係

No.	区分	所属	氏名	備考
1	子ども・子育て支援に関する事業関係者	町立幼稚園長代表	森 居 真 理	
2	子ども・子育て支援に関する事業関係者	町立保育園長代表	日下部 美 恵	
3	庄内町教育課	学校教育係	清 野 美 保	
4	庄内町保健福祉課	健康推進係	阿 部 ふ み	

\*委員以外の立場で出席、必要に応じて意見を聴取。



## 3 用語集

### 【あ行】

#### 一時預かり事業(預かり保育事業)

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、保育所やその他の場所で一時的に預かる事業。

### 【か行】

#### 核家族

夫婦とその未婚の子どものみからなる世帯。核家族とは単に家族構成の形態を指すものであって構成人数を問わないため、いくら子どもの数が多くても親と子どもだけで居住していれば核家族となる。

#### 家庭的保育

保育者の居宅やその他の場所で行われる小規模の異年齢保育。2010年4月から児童福祉法上に位置づけられた保育事業として、保育所と連携しながら、ともに地域の子どもたちを守り育てる役割を担う。

#### 教育・保育施設

認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所をいう。

#### 居宅訪問型保育

自宅等に保育士等が訪問して児童の保育を行う事業。いわゆるベビーシッターで、障害・疾患やひとり親家庭で夜間勤務がある方などに、保護者の自宅で1対1で保育を行う。

#### 合計特殊出生率

人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子どもの数を示す。女性が出産可能な年齢を15歳から49歳までと規定し、それぞれの出生率を出し、足し合わせることで、人口構成の偏りを排除し、一人の女性が一生に産む子どもの数の平均を求めたもの。

#### 子育て短期支援事業

保護者の疾病や仕事などにより、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助(ショートステイ)事業と夜間養護など(トワイライトステイ)事業があります。

#### 子ども・子育て支援新制度

「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいう。

#### 子ども・子育て支援法

わが国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法、その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とした法律。地方公共団体に「子ども・子育て支援事業計画」の策定を義務付けている。

## 【さ行】

### 時間外保育事業(延長保育事業)

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所などにおいて保育を実施する事業。

### 事業所内保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。地域型保育事業のひとつ。

### 次世代育成支援対策推進法

日本における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的として制定された法律。

### 就業率

15歳以上の人口の中で、実際に働いている人の就業者の割合。就業者とは、従業者と休業者を合わせたもので、従業者は、調査週間中において、収入を伴う仕事を少しでも（1時間以上）した者、休業者は、仕事を持っていながら調査週間中に病気や休暇などのため仕事をしなかった者のうち、①雇用户で、仕事を休んでも給料・賃金の支払を受ける者と、②自営業主で、自分の経営する事業を持ったままで、その仕事を休み始めてから30日にならない者をいう。

### 小規模保育

少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う。大都市部の待機児童対策、人口減少地域の保育基盤維持など、地域の実情に応じた多様な目的に活用できることや、多様な主体が、多様なスペースを活用して質の高い保育を提供できること、保育所分園やグループ型小規模保育、地方単独事業など、様々な事業形態から移行できることが期待される。

## 【た行】

### 待機児童

子育て中の保護者が保育所または学童保育施設に入所申請をし、入所条件を満たしているにもかかわらず、入所できない状態にある児童をいう。

### 地域型保育事業

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業の総称。

## 【な行】

### 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行い、必要なサービスにつなげる事業。

## 認可保育所

児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準（施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等）をクリアして都道府県知事に認可された施設。保護者が仕事や病気などの理由で、0歳から小学校就学前の子どもの保育ができない場合に、子どもを預かって保育する。市町村が運営する公立保育所と社会福祉法人などが運営する民間保育所（私立）があり、公費により運営されている。

## 認定区分

「認定こども園」「幼稚園」「保育所」「小規模保育等」の教育・保育の利用を希望する子どもが、申請して受ける必要がある認定の区分。認定には3つの区分が設けられ、この区分に基づいて施設型給付等（施設・事業者が代理受領）が行われる。

## 認定こども園

保護者が働いているかどうかに関わらず、小学校就学前の子どもの教育・保育を一体的に提供する機能と、地域における子育て支援として相談活動や親子の集いの場の提供などを行う機能を併せ持つ施設。

## 妊婦健康診査

公費負担により医療機関において妊婦の定期的な健診を行う事業。

### 【は行】

## 病児・病後児保育事業

病児について、病院・保育所などに付設された専用スペースなどにおいて、看護師などが一時的に保育をする事業。

## 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

保護者が就労などにより放課後帰宅しても家庭にいない児童に対して、放課後などに安全・安心な遊び場や生活の場を提供し、その健全育成を図る事業。学童保育事業とも呼ぶ。

### 【や行】

## 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、養育が適切に行われるよう、保健師・保育士などがその居宅を訪問し、養育に関する相談・指導・助言その他必要な支援を行う事業。

## 幼稚園

小学校や中学校、高校、大学などと同じように、学校教育法に定められた学校で、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的（学校教育法第22条）としている。ただし、小中学校のような義務教育機関ではなく、満3才から小学校就学前までの幼児に入園資格がある。

### 【ら行】

## 利用者支援事業

妊娠期から母子保健や育児に関する様々な相談に応じ、継続的な支援を行うとともに、出生後は子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業などの提供及び必要に応じ相談・助言などを行い、関係機関との連絡調整などを実施する事業。

### 【わ行】

## ワーク・ライフ・バランス

仕事と私生活をバランスよく両立させること。

第2期庄内町子ども・子育て支援事業計画  
令和2年3月

発行 / 庄内町

編集 / 庄内町 子育て応援課 子育て支援係

〒999-6601 山形県東田川郡庄内町狩川字大釜 22 立川総合支所内

TEL:0234-56-2216 FAX:0234-56-2628